

永平寺町  
第4次障がい者基本計画  
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画



令和6年3月  
永平寺町



## ごあいさつ

### 『障がいのある人もない人も ともに心つながる 「互近助」のまち えいへいじ』をめざして

永平寺町では、障がいの有無にかかわらず誰もが活躍できる地域社会を目指すため、インクルージョンの考えを基に合理的配慮の啓発や相談支援体制の充実、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。



この度策定しました「永平寺町第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、令和5年4月から後期計画としてスタートした「第二次総合振興計画」と一体的な推進を図るとともに、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」等の国の障がい者制度の動向を踏まえ、町における障がい者施策全般に関わる理念、基本方針、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、サービス量の見込み等に関する事項を定めた計画となっています。

令和3年の計画以降、「障害者差別解消法」の改正や、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行など、障がいのある人が必要とする支援の充実や、地域社会の理解と協力を得るための法整備が進められてきました。

あらためて障がい福祉サービスの充実はもとより、障がいのある人が自らの意思によって地域で生活を送ることができるよう、支援の充実や必要とする支援を受けることができるサービス提供体制の構築を進めるとともに、地域住民への理解促進と併せた社会参加や就労機会の充実など、新たな課題やニーズに対応できる施策を推進してまいります。

これらの実現には、行政の福祉部門だけでなく、医療や教育、労働等の関係機関が一体となって支援できる体制が重要です。ニーズに応じた支援の充実や安心して暮らせる生活環境の整備に取り組み、『障がいのある人もない人も ともに心つながる「互近助」のまち えいへいじ』をめざしてまいりますので、皆様の一層のご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました永平寺町障がい者基本計画等策定委員の皆様をはじめ、ご意見、ご提案をいただきました町民の皆様、ならびに関係各位に心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

永平寺町長

河合 永充



# 目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の対象者	3
5	「障がい」の表記について	3
6	障がいのある人に関する法制度の動向	4
7	計画を進めていく上での視点	8
第2章	障がいのある人を取り巻く状況	9
1	永平寺町の人口の状況	9
2	障がいのある人を取り巻く状況	10
3	アンケート調査結果からみる現状	14
4	団体・事業所ヒアリング調査結果からみる現状	30
5	障がい福祉サービスの進捗状況	32
6	障がい児福祉サービスの進捗状況	44
第3章	計画の基本的な考え方	46
1	基本理念	46
2	基本目標	47
3	連携施策の取り組み	48
4	施策の体系	49
第4章	計画の推進体制	50
1	計画の推進体制	50
2	計画の推進主体とその役割	50
3	計画の評価・見直し	50
第5章	障がい者基本計画	51
1	地域で誰もがいきいきと生活ができるように支援する	51
2	地域共生社会の実現に向けた自立生活支援	62
3	暮らしやすい生活環境の整備	70
第6章	障がい福祉計画	73
1	令和8年度末までの目標値の設定	73
2	障がい福祉サービスに関する活動指標	77
3	地域生活支援事業	87
第7章	障がい児福祉計画	96
1	令和8年度末までの目標値の設定	96
2	障がい児福祉サービスに関する活動指標	98
資料編		100



---

---

# 第1章 計画の策定にあたって

---

---

## 1 計画策定の背景と目的

---

永平寺町（以下、本町という。）では平成30年に「永平寺町第3次障がい者基本計画」を、令和3年に「永平寺町第6期障がい福祉計画・永平寺町第2期障がい児福祉計画」を策定し、『障がいのある人もない人もともに心つながる「互近助」のまち えいへいじ』の実現に向け、障がいのある人々のニーズを把握しながら、地域でともに自立した日常生活を送ることのできる支援体制と、障がいのある人自身がその能力を十分発揮できる環境の充実を進めてきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の流行により障がいのある人とその家族の生活状況やサービス利用、交流機会の喪失等、様々な影響がみられた一方で、オンラインを活用したりモート支援や相談サービスの提供の拡充、テレワークやテレヘルスを通じた支援の提供といった生活様式の変化もみられました。

一方、国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行（令和3年6月に一部改正法が公布）され、「障害者の雇用の促進等に関する法律」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が一部改正されるなどの法整備が進められており、平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されるなど、障がいのある人を取り巻く環境及び施策は大きく変化しています。また、「障害者基本法」に基づく「第5次障害者基本計画」が令和5年度から5年間の計画として示されています。

このたび、「永平寺町第3次障がい者基本計画」と「永平寺町第6期障がい福祉計画・永平寺町第2期障がい児福祉計画」が、ともに令和5年度をもって計画期間を終了することから、これまでの取り組みを評価・検証し、本町の障がいのある人を取り巻く現状や課題、また、国の制度改正の方向や県の動向等を踏まえ、本町のサービス提供体制のさらなる整備と充実を図り、障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たに「永平寺町第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下、本計画という。）を策定します。

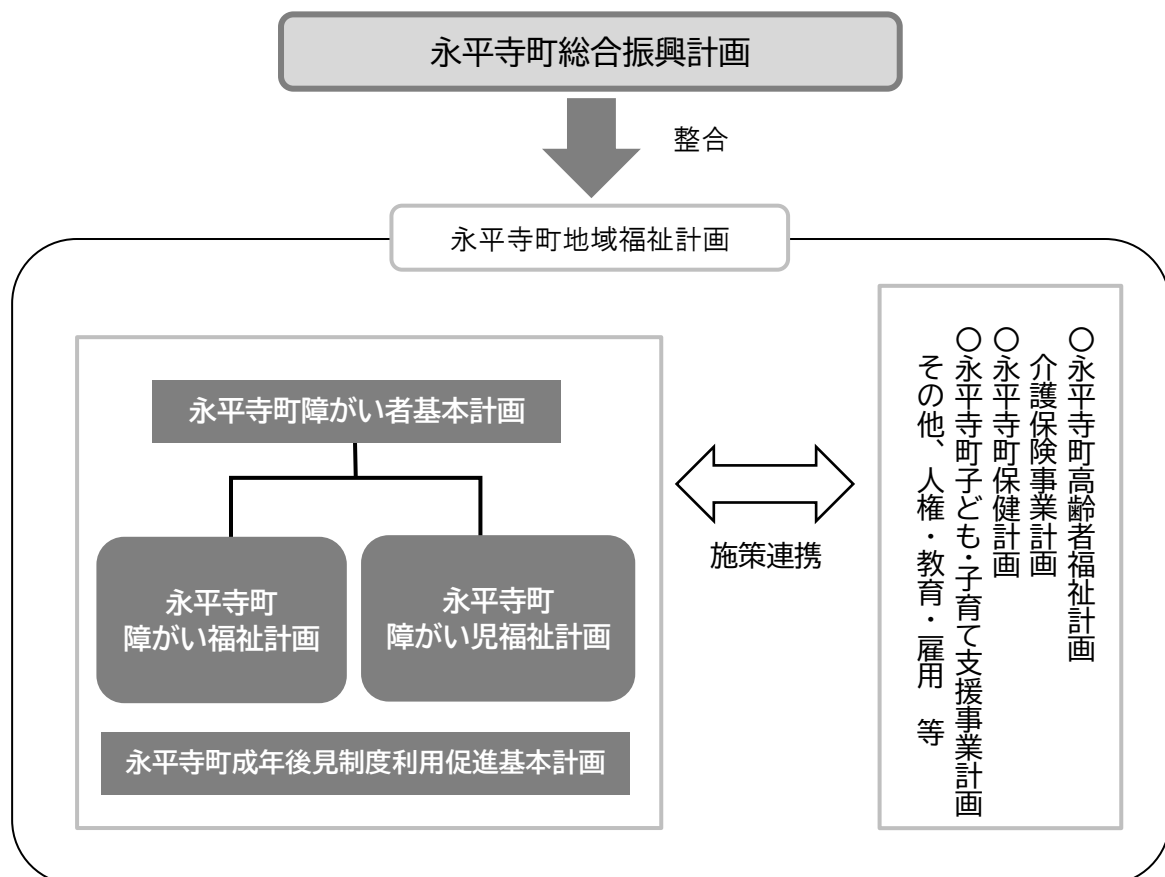
## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）として位置づけられるものであり、本町における障がい福祉施策の最も基本的な理念と取り組みの指針を明らかにするものです。

同時に本計画は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「永平寺町第7期障がい福祉計画」、及び児童福祉法第33条の20に基づく「永平寺町第3期障がい児福祉計画」として、本町における障がい福祉サービスの見込み、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定めたものであり、これら3つの計画を一体的に策定したものとなっています。また、共生社会の実現に向けて障がい福祉施策を総合的に推進していく必要があることから、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項に規定する「永平寺町成年後見制度利用促進基本計画」を兼ねるものとします。

本計画の策定にあたっては、本町のまちづくりの総合的な指針となる「第二次永平寺町総合振興計画」と一体的に推進するとともに、国や県の関連計画を踏まえ策定します。

### ■本計画の位置づけのイメージ

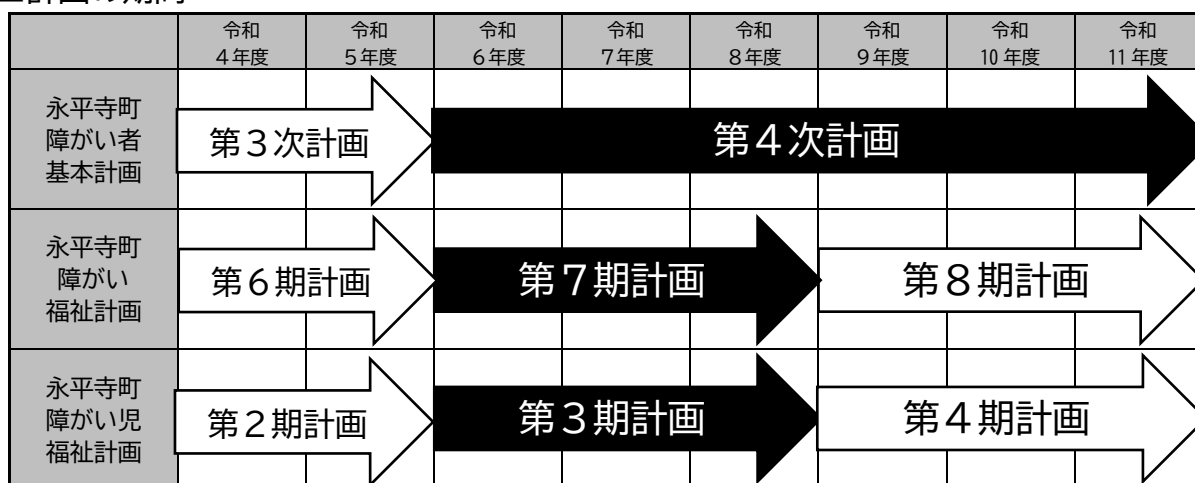




### 3 計画の期間

「永平寺町第4次障がい者基本計画」の期間は、令和6年度から令和11年度の6年間です。ただし、「永平寺町第7期障がい福祉計画」「永平寺町第3期障がい児福祉計画」については、令和6年度から令和8年度までの3年間が計画期間となっており、目標年次終了後に改訂を行い、令和9年度からの新たな計画を策定します。

#### ■計画の期間



### 4 計画の対象者

本計画における「障がい者」や「障がいのある人」という用語については、障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。なお、このほか難病患者や高次脳機能障害等についても広く「障がい者」「障がいのある人」として捉えることとします。

また、本計画がめざす地域社会の実現のためには、地域住民の理解と協力が必要であることから、全住民を計画の対象とします。

### 5 「障がい」の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がい者の人権をより尊重する観点から、可能な限り平仮名で表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまで通り「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

## 6 障がいのある人に関する法制度の動向

障がい福祉の関連法の成立や制度の改正が続いており、障がいのある人に関する法制度は大きく変化しているため、関連法や施策の動向を示します。

### (1) 法制度の主な動向

年	主な動き
平成 25 年	「障害者総合支援法」の一部施行（4月） ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 「障害者優先調達推進法」の施行（4月） ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等 国において「障害者基本計画（第3次）」策定（9月） ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記・計画期間の短縮
平成 26 年	日本が「障害者権利条約」を批准（1月） 「障害者総合支援法」の改正・施行（4月） ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化
平成 28 年	「障害者差別解消法」の施行（4月） ・差別の禁止、差別解消の取り組みの義務化 「改正障害者雇用促進法」の施行（4月）（一部、平成30年4月施行予定） ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 「成年後見制度利用促進法」の施行（5月） ・利用促進会議等の設置、利用促進に関する施策 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（8月） ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築
平成 30 年	国において「障害者基本計画（第4次）」策定（3月） ・社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上 ・障害特性に配慮したきめ細やかな支援の実施 等 「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部施行（4月） ・障害者の望む地域生活の支援、多様化する障害児支援のニーズへのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の一部施行（6月） ・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保
令和元年	「障害者雇用促進法」の改正・一部施行（6月） ・障害者の活躍の場の拡大、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況の把握
令和2年	「障害者雇用促進法」の改正・施行（4月） ・短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援
令和3年	「障害者差別解消法」の改正（4月） ・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に） 「医療的ケア児支援法」の施行（9月） ・医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4年	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行（5月） ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進 等
令和5年	国において「障害者基本計画（第5次）」策定（3月） ・障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去の明記

障害者総合支援法

## (2) 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に係る基本指針の見直し

平成30年4月に一部施行された「障害者総合支援法」「児童福祉法」では、障がいのある人の望む地域生活の支援や、多様化する障がい児支援のニーズへのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等が示され、新たなサービスの創設やこれまでの障がい福祉サービスの範囲の拡充等が進められることになっています。

また、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画を令和6年度より開始するにあたり「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」が行われ、新たな成果指標の設定等が示されています。

今後の本町の障がい者福祉の方向性を見極める上で、これまで以上に国の法制度との連動と連携を図り、その支援施策を積極的に取り込み、計画を策定します。

### ■国の基本指針の概要

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
  - 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
  - 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
  - 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
  - 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
  - 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
  - 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
  - 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
  - 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
  - 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
  - ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
  - 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
  - 基幹相談支援センターの設置等の推進
  - 協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
  - 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
  - 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
  - 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
  - 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
  - ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
  - 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
  - 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
  - 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
  - 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
  - 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
  - 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- ⑭ その他：地方分権提案に対する対応
  - 計画期間の柔軟化
  - サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

### (3) 障がい福祉に係る県の計画・条例

平成 30 年 4 月より施行された「障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」では、共生社会の実現をめざし、障がい者への差別禁止と自立及び社会参加の支援等に向けた施策の基本となる事項が定められます。

この条例では、県の責務、市町や県民、事業者の役割も定められているため、「障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」と本計画が連動することで、県や他の市町、事業者と連携しながら、総合的に障がい福祉に取り組むことをめざします。

また福井県では、既に「福井県福祉のまちづくり条例」が定められており、障がい者や高齢者の活動を妨げる物理的、心理的な障壁を取り除く、共生のまちづくりの取り組みが進められています。

これらの障がい福祉に係る福井県の条例とも連携を図り、施策の推進に努めます。

## 7 計画を進めていく上での視点

### 「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現

「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals、SDGs）とは、2030年までに世界が達成する目標として2015年に国連総会で採択されました。「誰一人取り残さない」ことを基本理念に「貧困をなくそう」等、17分野からなります。

障がい福祉に関する目標としては「健康・福祉」（すべての人に健康と福祉を）、「質の高い教育」（質の高い教育をみんなに）、「成長・雇用」（働きがいも経済成長も）、「不平等をなくそう」（人や国の不平等をなくそう）、「まちづくり」（住み続けられるまちづくりを）等が挙げられます。

本町においても、「誰一人取り残さない」という包括的な視点のもと、すべての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1 貧困をなくそう

貧困をなくそう



2 飢餓をゼロに

飢餓をゼロに



3 すべての人に健康と福祉を

健康・福祉



4 質の高い教育をみんなに

質の高い教育



5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等



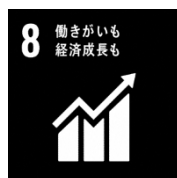
6 安全な水とトイレを世界中に

水・衛生



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

エネルギー



8 働きがいも経済成長も

成長・雇用



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

イノベーション



10 人や国の不平等をなくそう

不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを

都市（まちづく



12 つくる責任つかう責任

生産・消費



13 気候変動に具体的な対策を

気候変動に対策を



14 海の豊かさを守ろう

海洋資源



15 陸の豊かさを守ろう

陸上資源



16 平和と公正をすべての人に

平和・公正



17 パートナーシップで目標を達成しよう

パートナーシップ

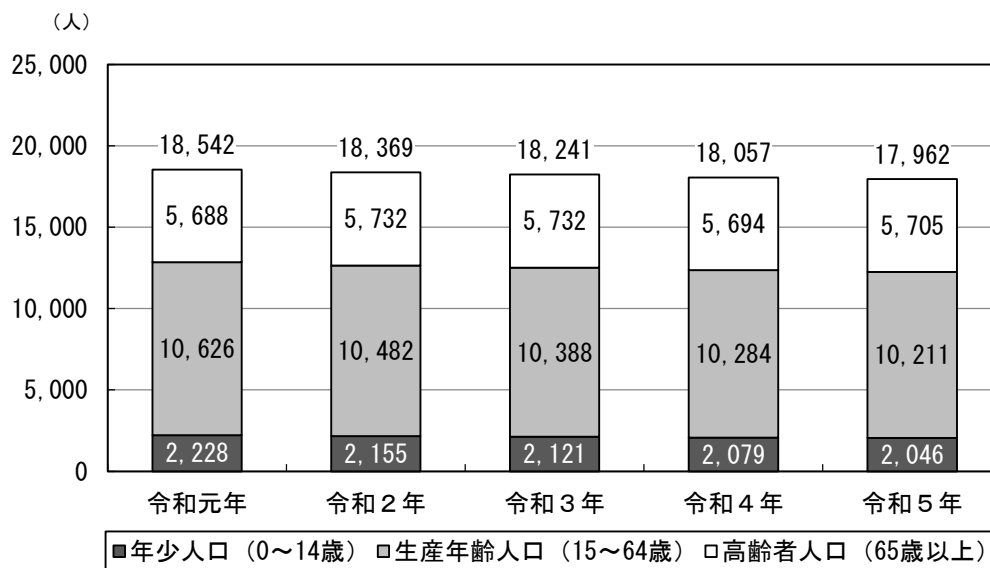
## 第2章 障がいのある人を取り巻く状況

### 1 永平寺町の人口の状況

#### (1) 人口の推移

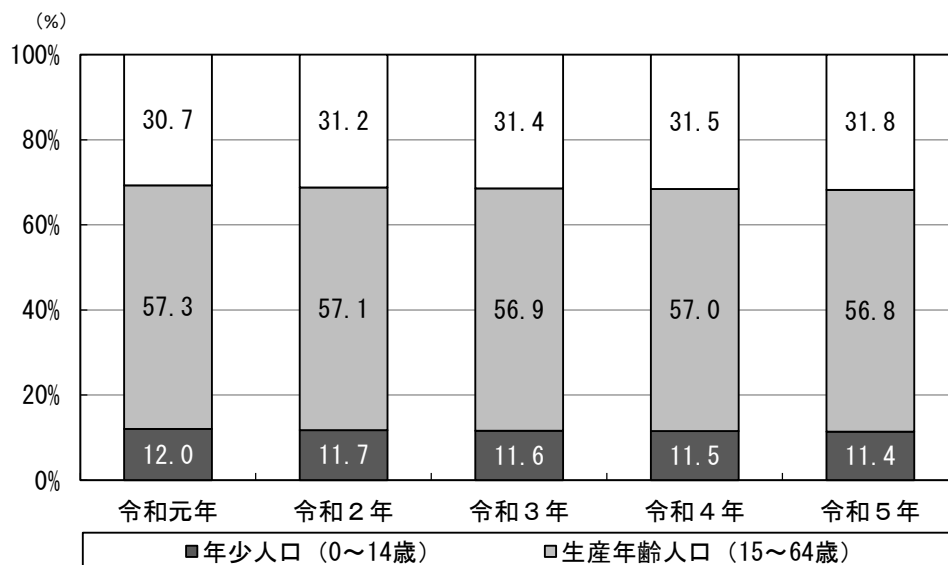
本町の総人口は減少傾向が続いており、令和5年には18,000人を下回っています。また、年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）はともに減少傾向で推移していますが、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

#### ■年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### ■年齢3区分人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

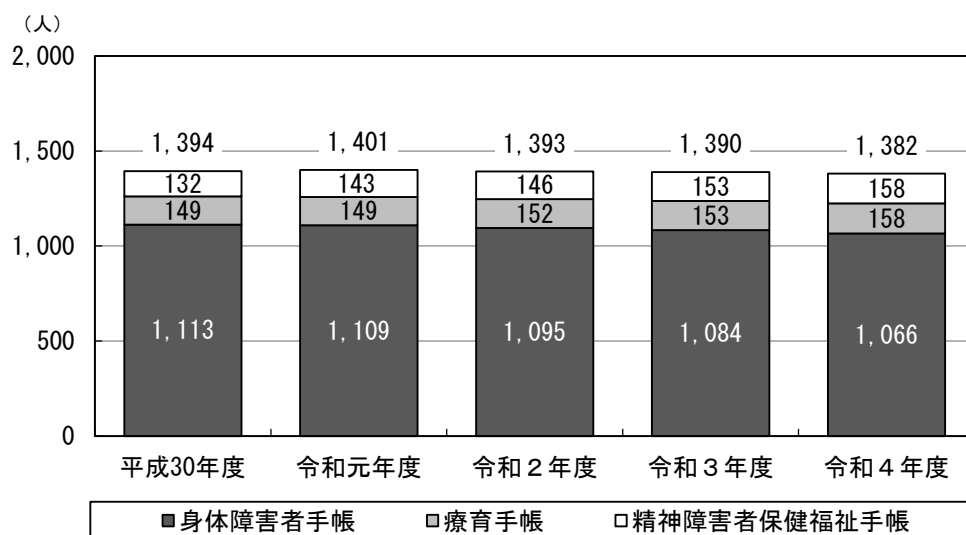
## 2 障がいのある人を取り巻く状況

### (1) 障害者手帳交付数の推移

本町の障害者手帳交付数をみると、身体障害者手帳所持者数は年々減少しているものの、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳所持者数は微増しています。

平成30年度から令和4年度にかけての変動をみると、総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は大きな変動はなく、7.6%前後を推移しています。障がい種別では、身体障害者手帳所持者数は47人(2.7ポイント)減少し、精神障害者保健福祉手帳所持者数が26人(1.9ポイント)増加しています。

#### ■障害者手帳交付数の推移



資料：福祉保健課

#### ■障害者手帳所持者の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
総人口(人)	18,660	18,542	18,369	18,241	18,057	
身体障害者手帳	人数(人)	1,113	1,109	1,095	1,084	1,066
	割合(%)	79.8	79.2	79.0	78.0	77.1
療育手帳	人数(人)	149	149	152	153	158
	割合(%)	10.7	10.6	10.9	11.0	11.4
精神障害者保健福祉手帳	人数(人)	132	143	146	153	158
	割合(%)	9.5	10.2	10.5	11.0	11.4
障害者手帳所持者総数(人)	1,394	1,401	1,393	1,390	1,382	
総人口に占める障害者手帳所持者の割合(%)	7.5	7.6	7.6	7.6	7.7	

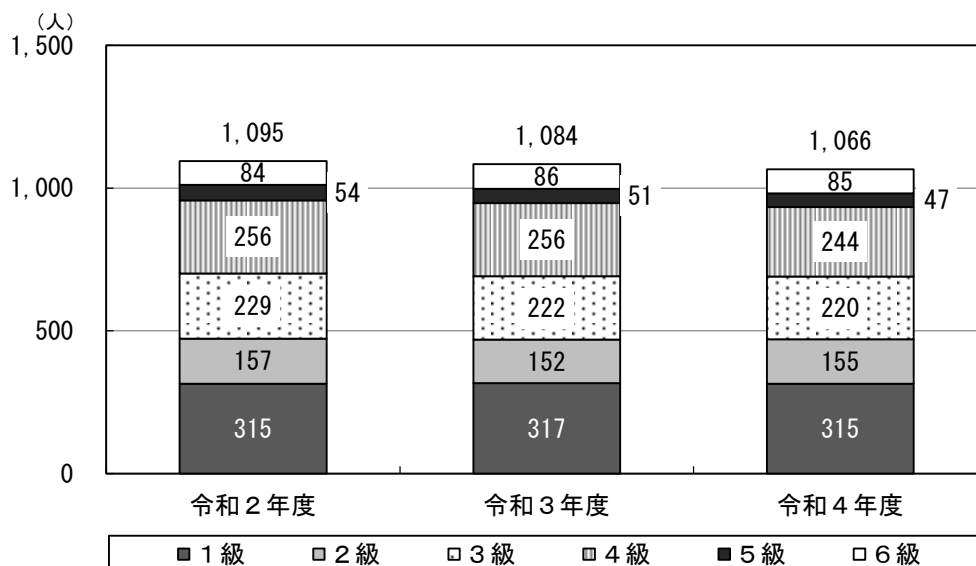
資料：福祉保健課



## (2) 身体障がいのある人の状況

本町の身体障害者手帳所持者数は減少傾向となっています。障がいの程度別にみると、等級別での大きな変動はみられないものの、3級・4級・5級において減少傾向で推移しています。

### ■身体障害者手帳所持者と障がい程度の推移

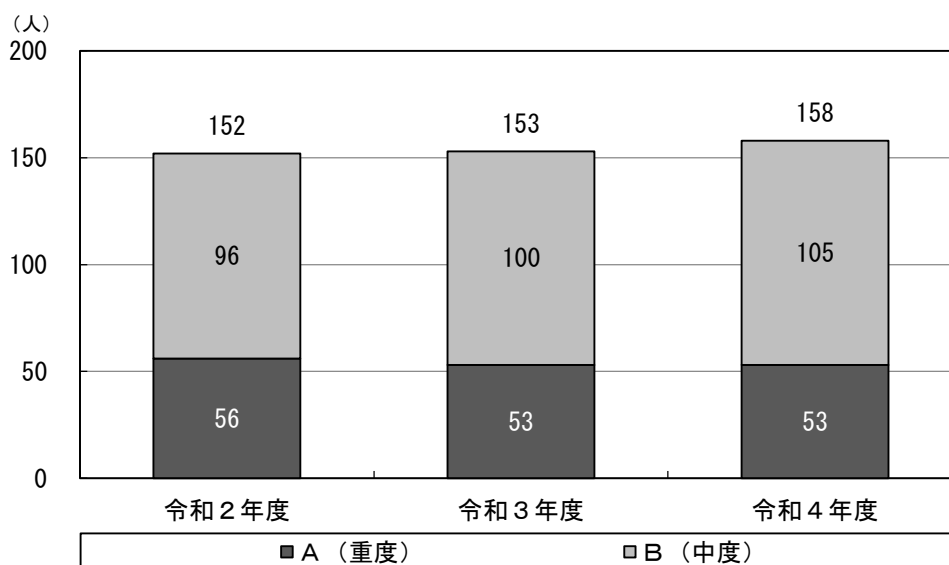


資料：福祉保健課

## (3) 知的障がいのある人の状況

本町の療育手帳所持者数は、増加傾向となっており、障がいの程度別では、B（中度）の割合が高くなっていますが、令和2年度から令和4年度にかけてA・Bの割合の変化はほとんどみられません。

### ■療育手帳所持者と障がい程度の推移

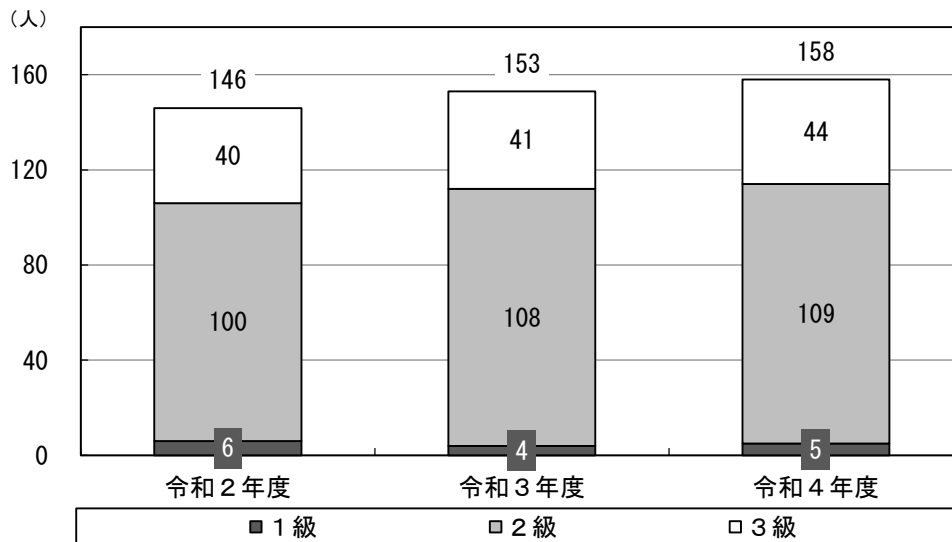


資料：福祉保健課

#### (4) 精神障がいのある人の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しており、令和4年度には158人となっています。障がいの程度別では2級と3級において増加がみられます。

##### ■精神障害者保健福祉手帳所持者と障がい程度の推移

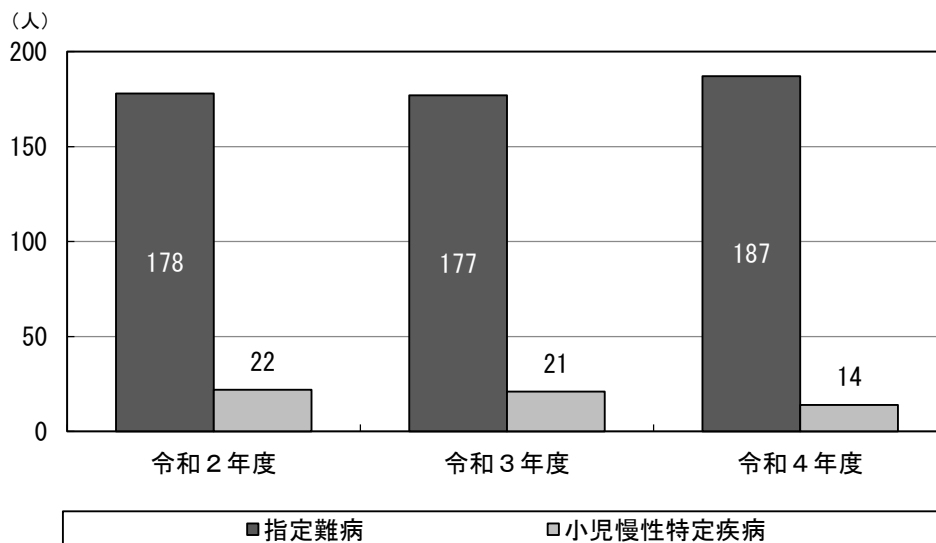


資料：福祉保健課

#### (5) 指定難病及び小児慢性特定疾病の受給者の状況

本町の指定難病医療受給者数は、令和2年度から令和4年度増減を繰り返しながら推移しています。小児慢性特定疾病医療受給者数は減少傾向となっています。

##### ■指定難病及び小児慢性特定疾病受給者証交付数の推移

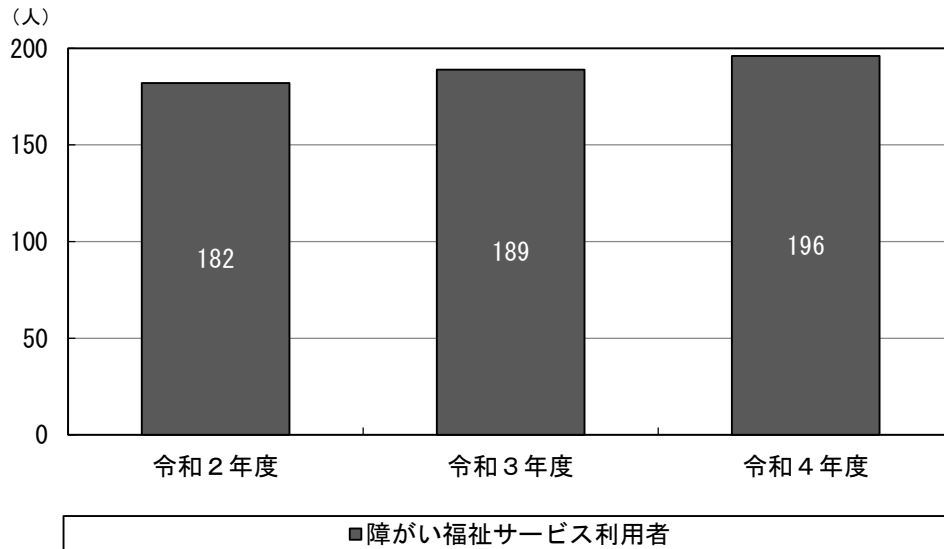


資料：福井健康福祉センター

## (6) 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの利用者数

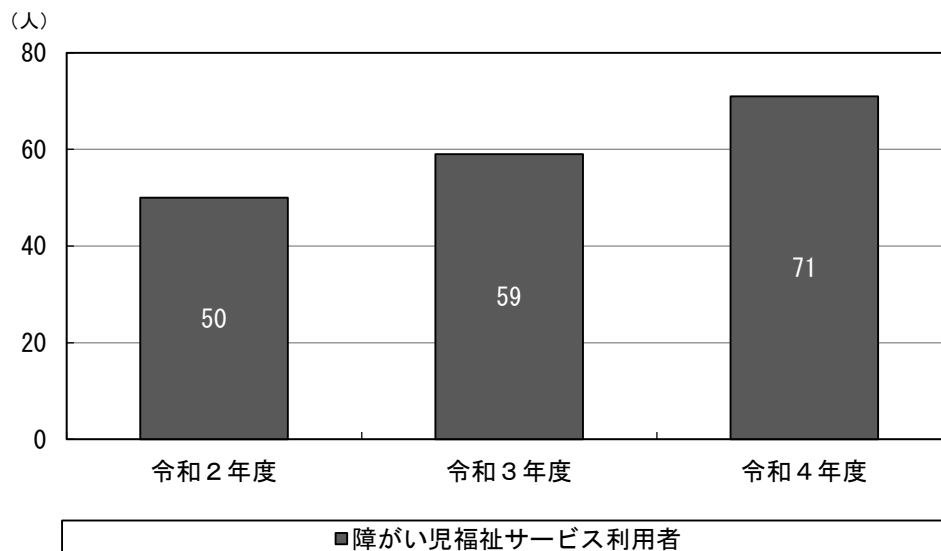
本町の障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの利用者数は、令和2年度から令和4年度にかけて増加傾向となっています。

### ■障がい福祉サービスの利用者数の推移



資料：福祉保健課

### ■障がい児福祉サービスの利用者数の推移



資料：福祉保健課

### 3 アンケート調査結果からみる現状

#### (1) 障害者手帳所持者対象アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、障がいのある人の日常生活の状況や福祉サービスの利用状況、利用意向などに関するご意見やご要望を把握し、計画策定の基礎資料として障がい者福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

- 調査地域 : 永平寺町全域
- 調査対象者 : 身体障害者手帳所持者  
療育手帳所持者  
精神障害者保健福祉手帳所持者
- 調査対象者数 : 1,022人
- 調査期間 : 令和4年12月6日(火)～12月20日(火)
- 調査方法 : 調査票による本人記入方式(本人が記入できない場合は家族など)  
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

#### ■回収結果

調査票配布数	有効回収数	有効回収率
1,022件	542件	53.0%

#### グラフ・表の見方

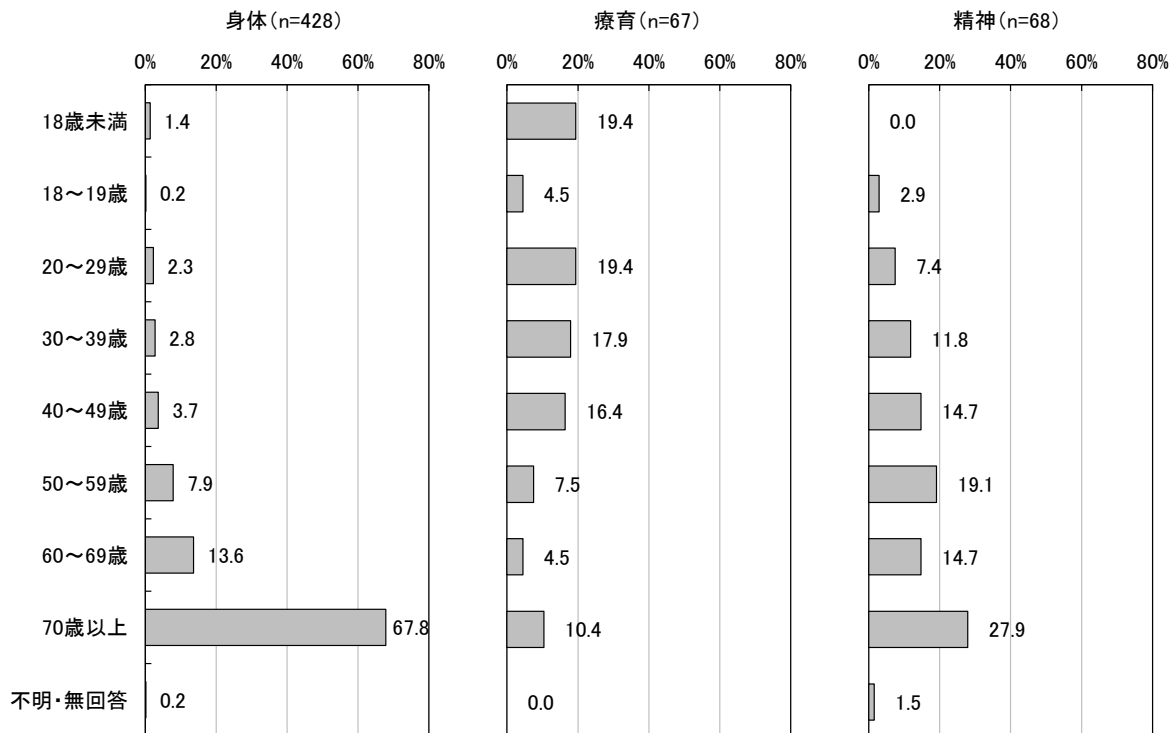
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても反映しています。
- それぞれの手帳所持者別にクロス集計をかけることで身体障害者手帳所持者【身体】・療育手帳所持者【療育】・精神障害者保健福祉手帳所持者【精神】を別々に集計しています。よって、重複手帳所持者がそれぞれに数えられ、集計されています。
- 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

## (2) 調査結果の概要

### 回答者の属性

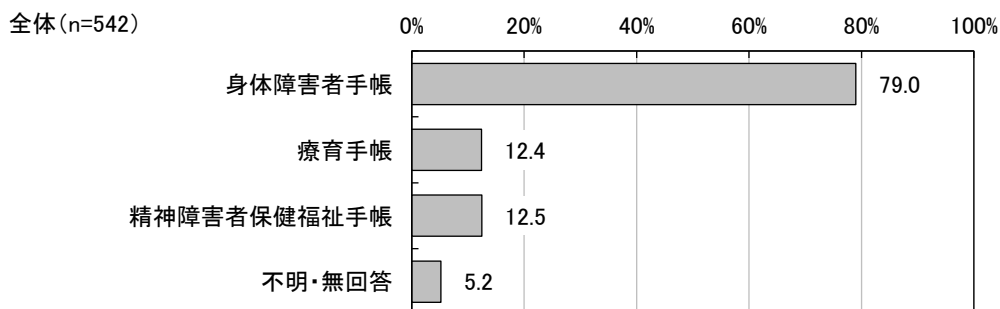
#### ○年齢について

年齢についてみると、身体障害者手帳所持者では「70歳以上」、療育手帳所持者では「18歳未満」と「20～29歳」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「70歳以上」が最も高くなっています。



#### ○所持している障害者手帳について

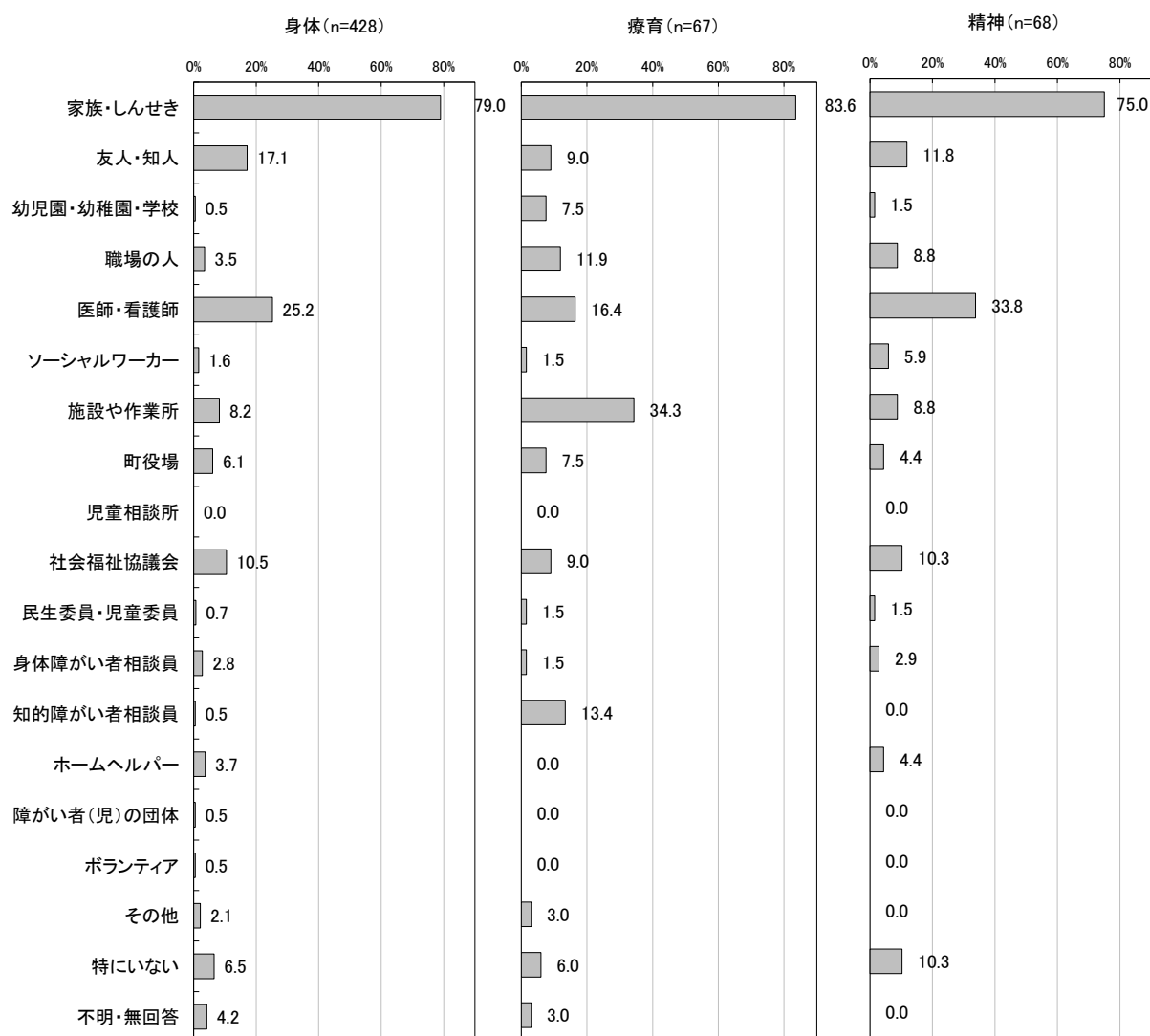
手帳の種類についてみると、「身体障害者手帳」所持者が 79.0%、「療育手帳」所持者が 12.4%、「精神障害者保健福祉手帳」所持者が 12.5%となっています。



## 相談支援

### ○あなたが主に相談する相手について

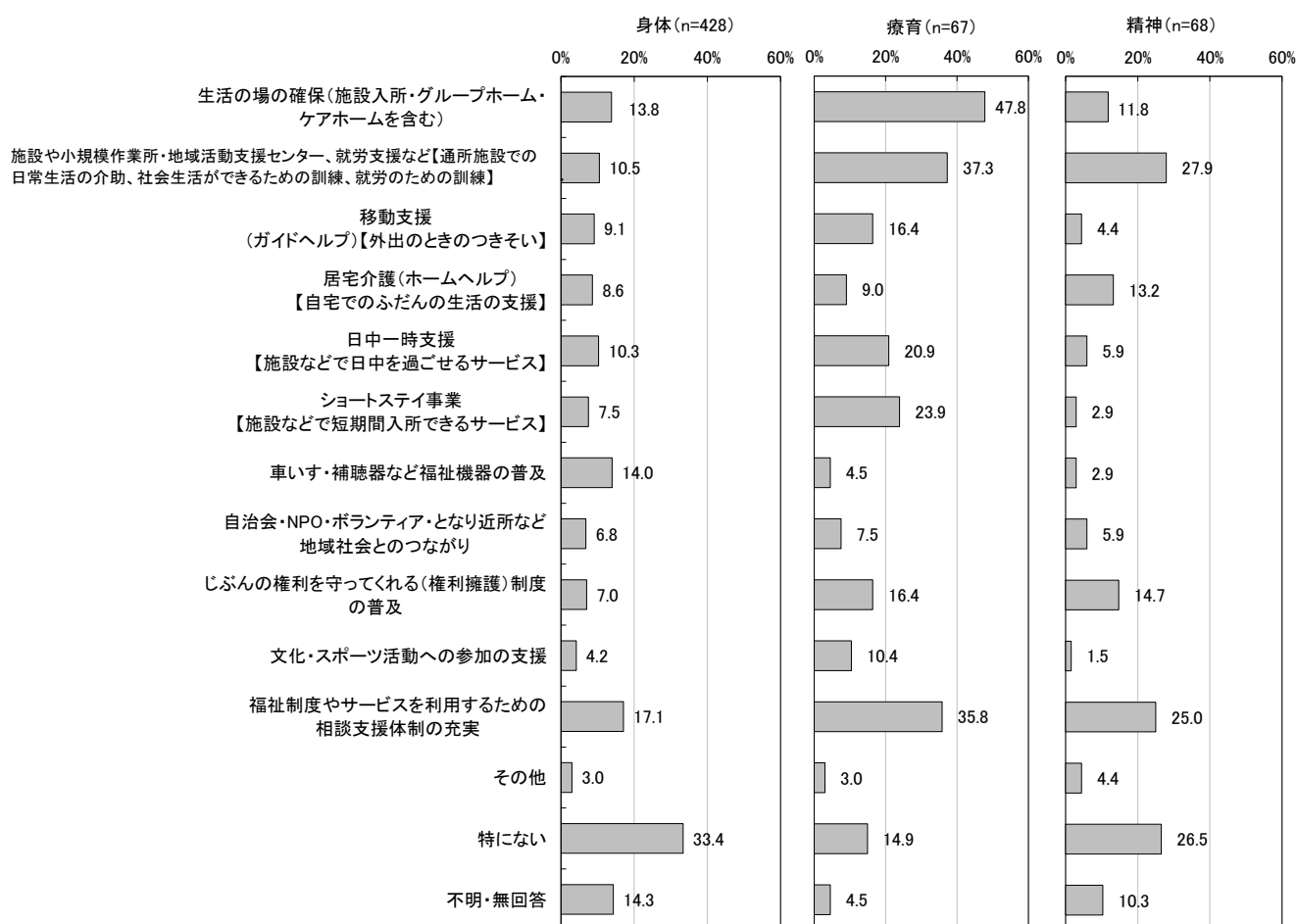
主な相談相手についてみると、身体障害者手帳所持者では「家族・しんせき」が79.0%と最も高く、次いで「医師・看護師」が25.2%となっています。療育手帳所持者では「家族・しんせき」が83.6%と最も高く、次いで「施設や作業所」が34.3%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「家族・しんせき」が75.0%と最も高く、次いで「医師・看護師」が33.8%となっています。



## 生活支援

### ○毎日の生活を送るうえで、特に必要な支援制度・サービスについて

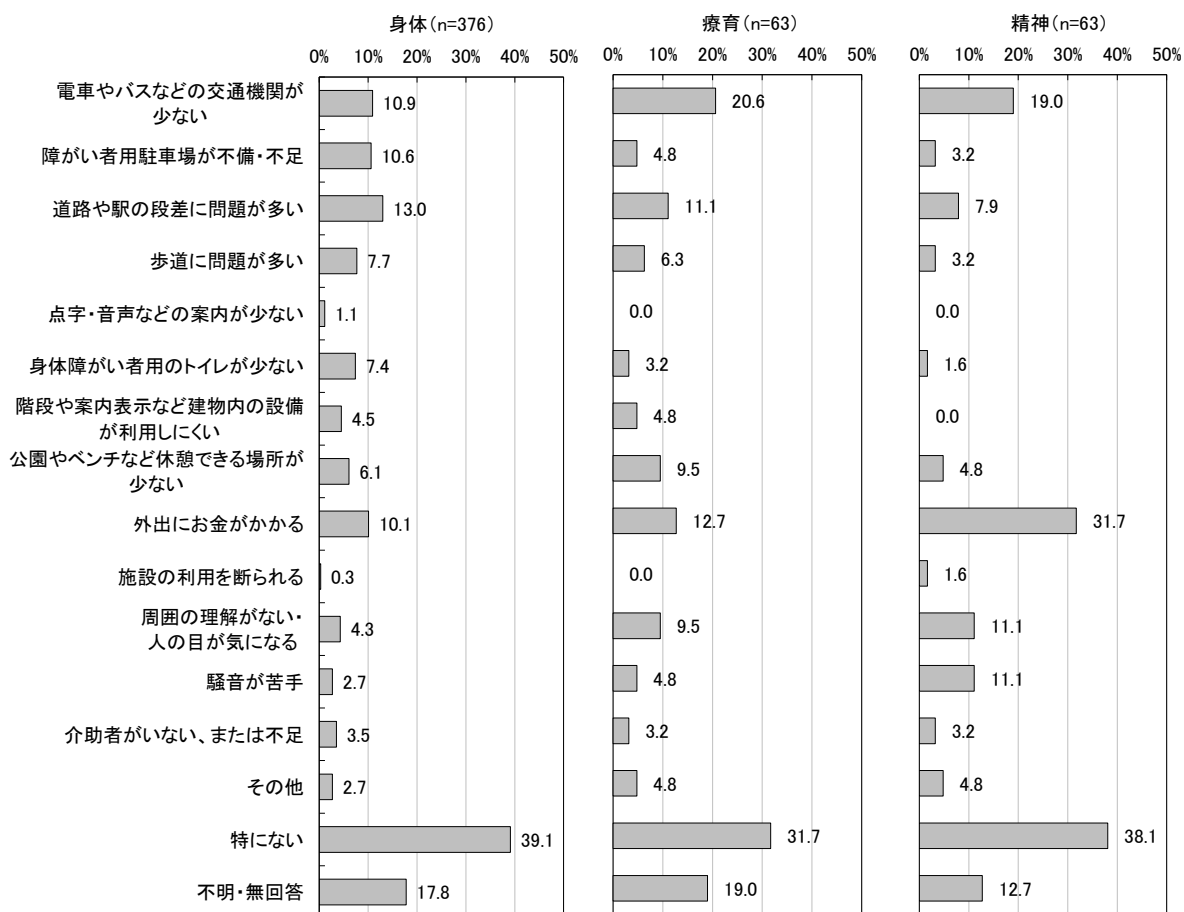
毎日の生活を送るうえで、特に必要な支援制度・サービスについてみると、身体障害者手帳所持者では「特にない」が33.4%となっています。療育手帳所持者では「生活の場の確保（施設入所・グループホーム・ケアホームを含む）が47.8%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「施設や小規模作業所・地域活動支援センター、就労支援など【通所施設での日常生活の介助、社会生活ができるための訓練、就労のための訓練】」が27.9%となっています。



## 外出支援

### ○外出するときに困っていることについて

外出するときに困っていることについてみると、身体障害者手帳所持者では「特にない」が39.1%となっています。療育手帳所持者では「特にない」が31.7%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「特にない」が38.1%となっています。

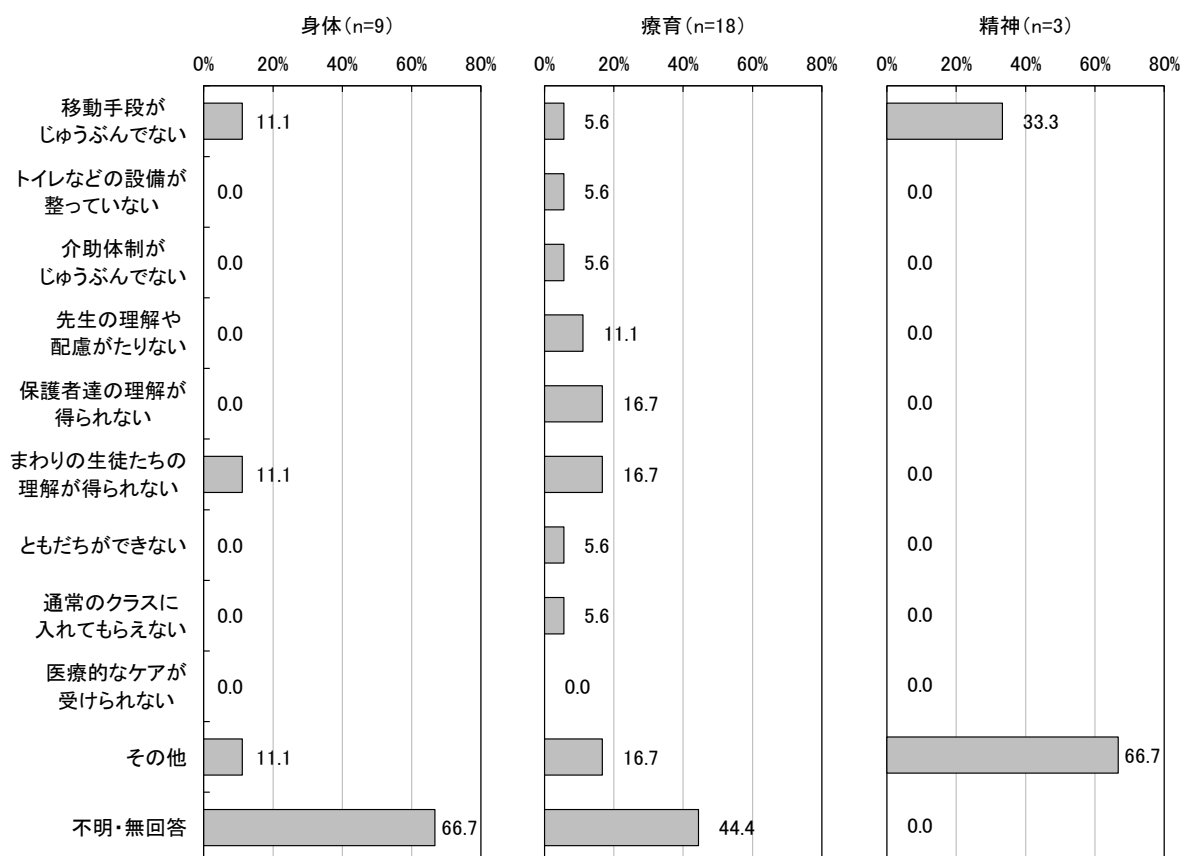




## 教育の状況

### ○通園・通学して困っていることについて

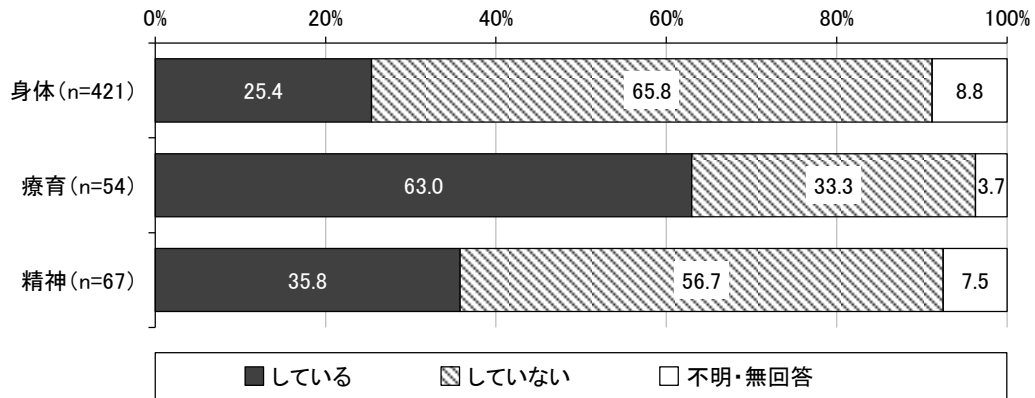
通園・通学して困っていることについてみると、身体障害者手帳所持者では「移動手段がじゅうぶんでない」「まわりの生徒たちの理解が得られない」が 11.1%となっています。療育手帳所持者では「保護者達の理解が得られない」「まわりの生徒たちの理解が得られない」が 16.7%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「移動手段がじゅうぶんでない」が 33.3%となっています。



## 就労の状況

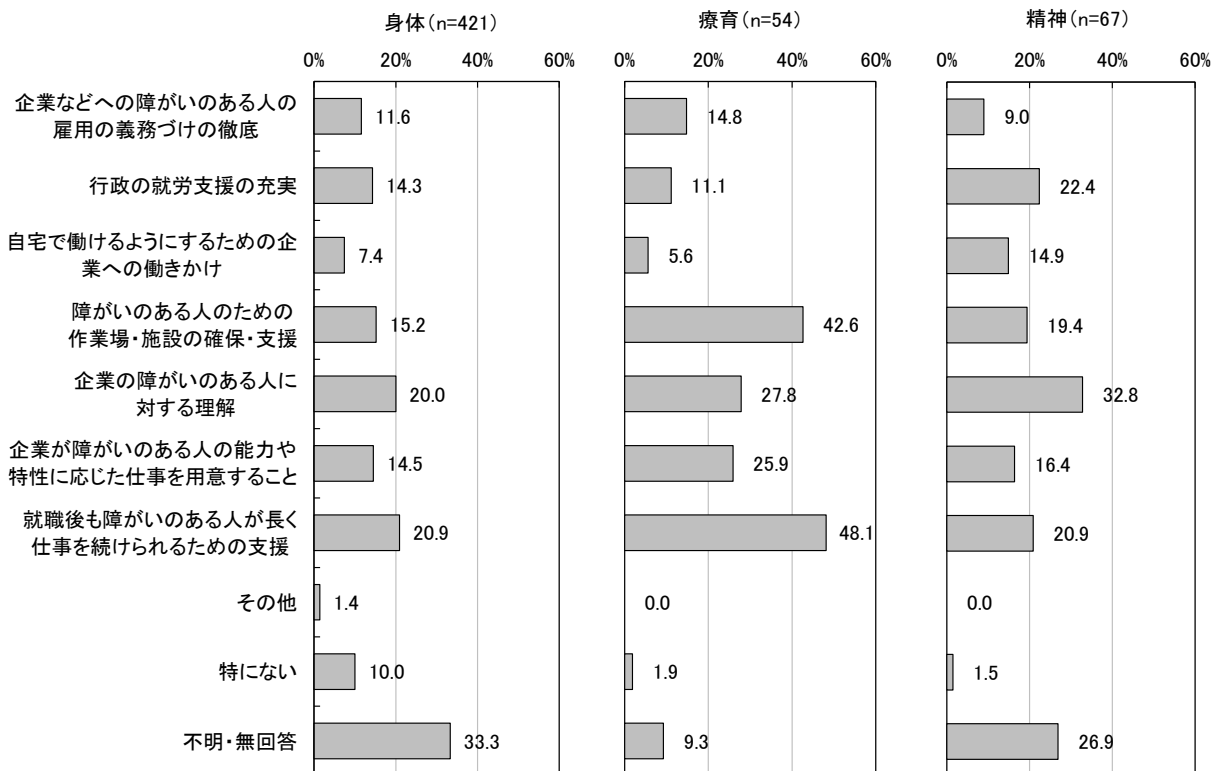
○仕事をしているかについて（福祉施設・作業所などでの就労も含む）※18歳以上

仕事をしているかについてみると、身体障害者手帳所持者では「していない」が65.8%、「している」が25.4%となっています。療育手帳所持者では「している」が63.0%、「していない」が33.3%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「していない」が56.7%、「している」が35.8%となっています。



○障がいのある人の雇用・就業に関して必要な支援について

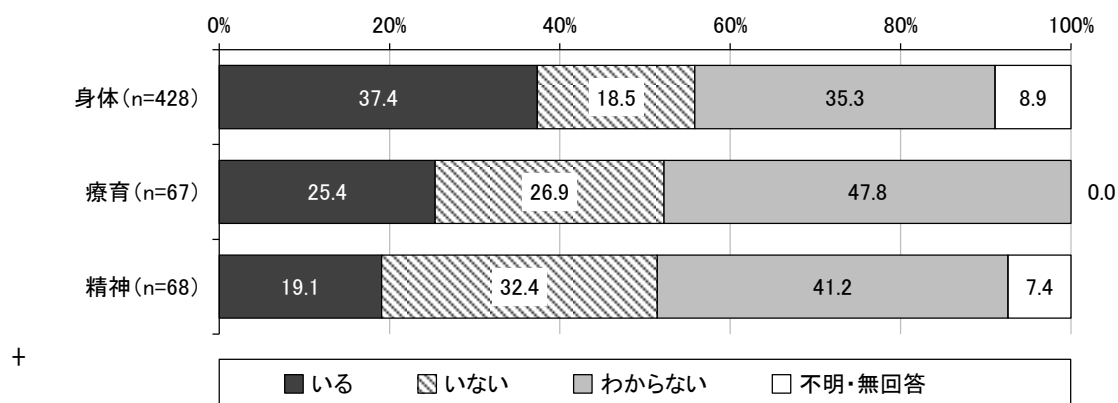
障がいのある人の雇用・就業に関して必要な支援についてみると、身体障害者手帳所持者では「就職後も障がいのある人が長く仕事を続けられるための支援」が20.9%となっています。療育手帳所持者では「就職後も障がいのある人が長く仕事を続けられるための支援」が48.1%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「企業の障がいのある人に対する理解」が32.8%となっています。



## 安全・安心について

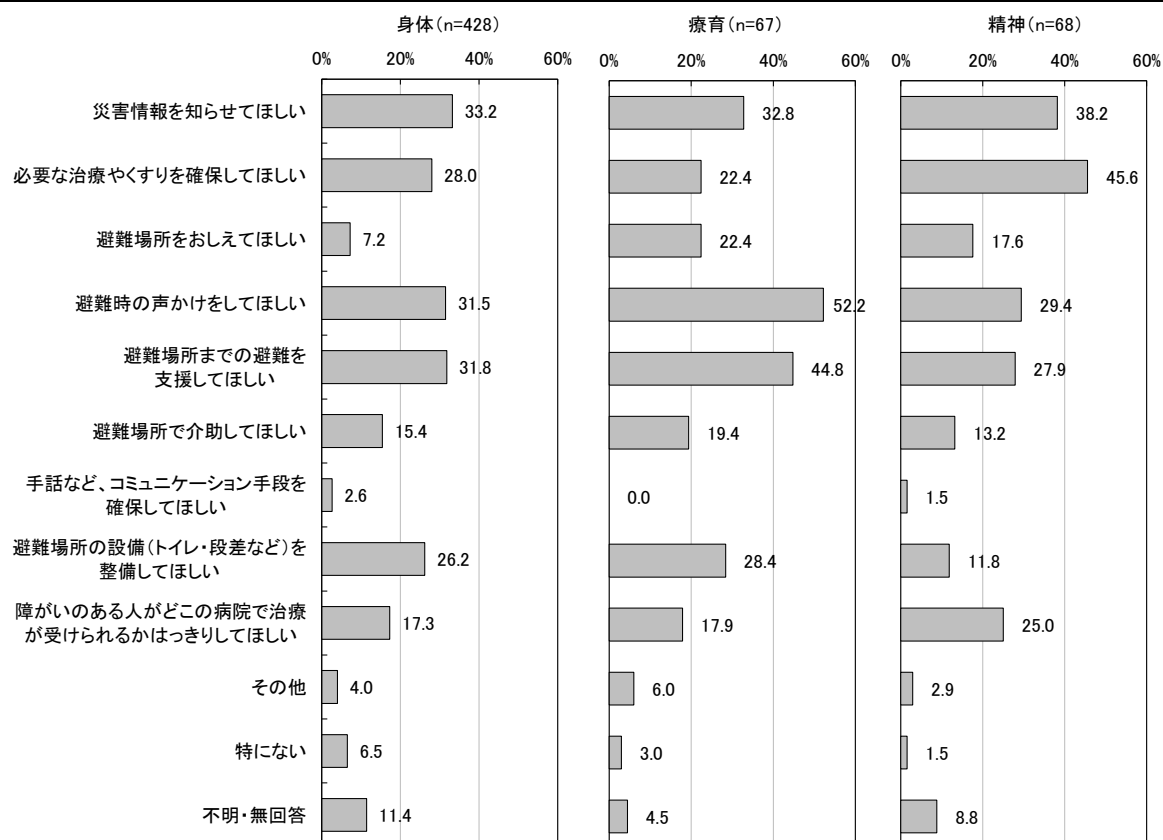
### ○災害発生時に家族がいない場合、近所にあなたを助けてくれる人がいるかについて

災害発生時に家族がいない場合、近所に助けてくれる人はいるかについてみると、身体障害者手帳所持者では「いる」が 37.4%となっています。療育手帳所持者では「わからない」が 47.8%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「わからない」が 41.2%となっています。



### ○災害発生時に支援してほしいことについて

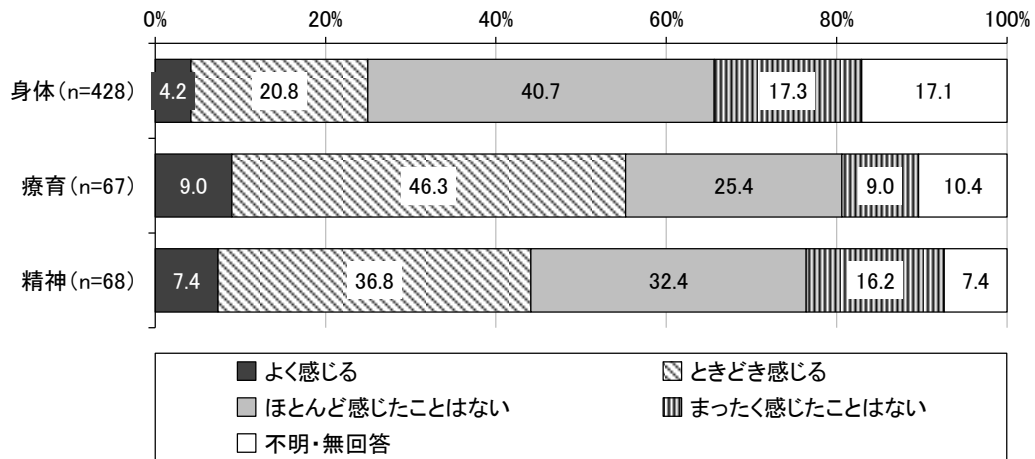
災害発生時に支援してほしいことについてみると、身体障害者手帳所持者では「災害情報を知らせてほしい」が 33.2%となっています。療育手帳所持者では「避難時の声かけをしてほしい」が 52.2%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「必要な治療やくすり確保してほしい」が 45.6%となっています。



## 障がいへの理解について

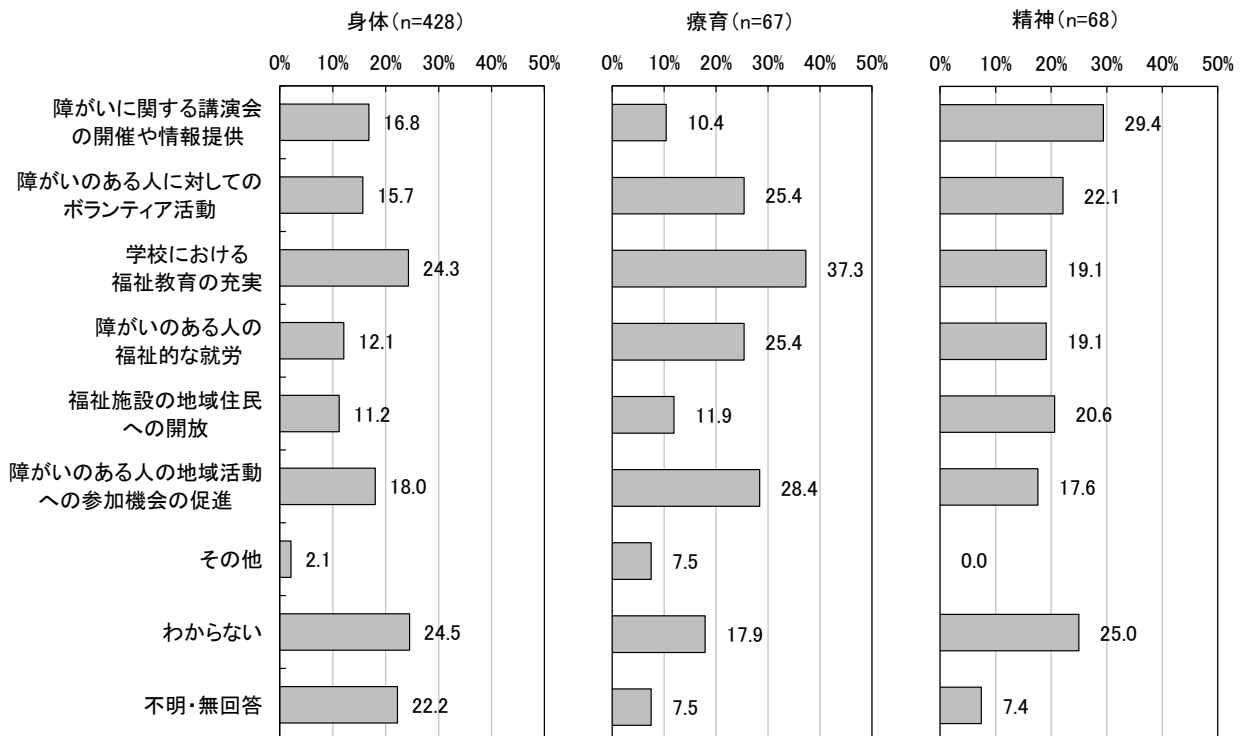
### ○ふだんの生活における差別や偏見、疎外感について

ふだんの生活の中で差別や偏見、疎外感を感じるかどうかについてみると、身体障害者手帳所持者では、「ほとんど感じたことはない」が40.7%となっています。療育手帳所持者では、「ときどき感じる」が46.3%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「ときどき感じる」が36.8%となっています。



### ○障がいに対する住民の理解を深めるために必要なことについて

障がいに対する住民の理解を深めるためには、なにが必要だと思うかについてみると、身体障害者手帳所持者では、「わからない」が24.5%となっています。療育手帳所持者では、「学校における福祉教育の充実」が37.3%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では、「障がいに関する講演会の開催や情報提供」が29.4%となっています。



### (3) 一般対象アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、住民の皆さまの現状やご意見をうかがい、計画策定の基礎資料として障がい者福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

- 調査地域 : 永平寺町全域
- 調査対象者 : 18歳以上の住民の中から無作為に抽出された方
- 調査対象者数 : 969人
- 調査期間 : 令和4年12月6日(火)～12月20日(火)
- 調査方法 : 調査票による本人記入方式  
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

#### ■回収結果

調査票配布数	有効回収数	有効回収率
969件	391件	40.4%

#### グラフ・表の見方

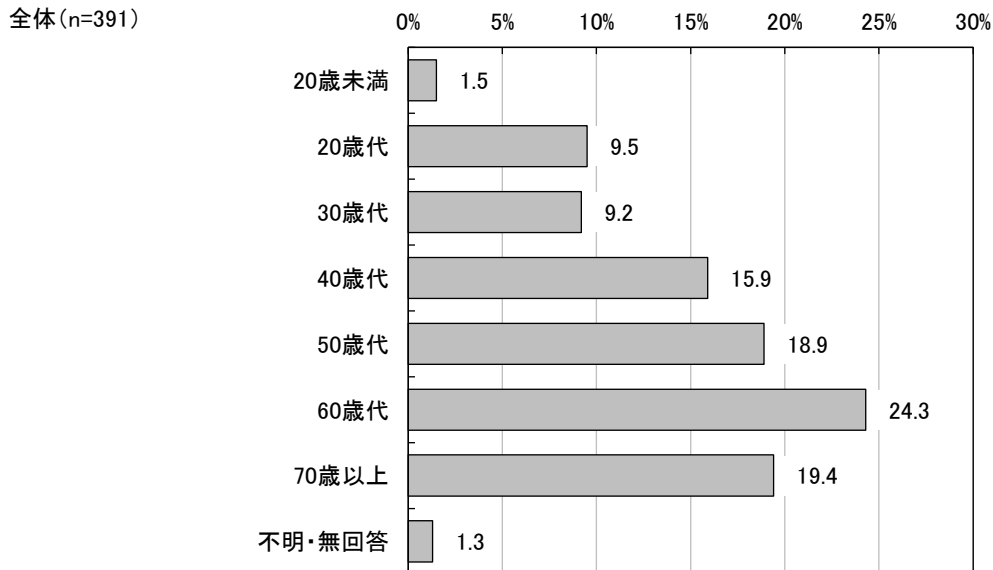
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても反映しています。
- それぞれの手帳所持者別にクロス集計をかけることで身体障害者手帳所持者【身体】・療育手帳所持者【療育】・精神障害者保健福祉手帳所持者【精神】を別々に集計しています。よって、重複手帳所持者がそれぞれに数えられ、集計されています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

## (4) 調査結果の概要

### 回答者の属性

#### ○年齢について

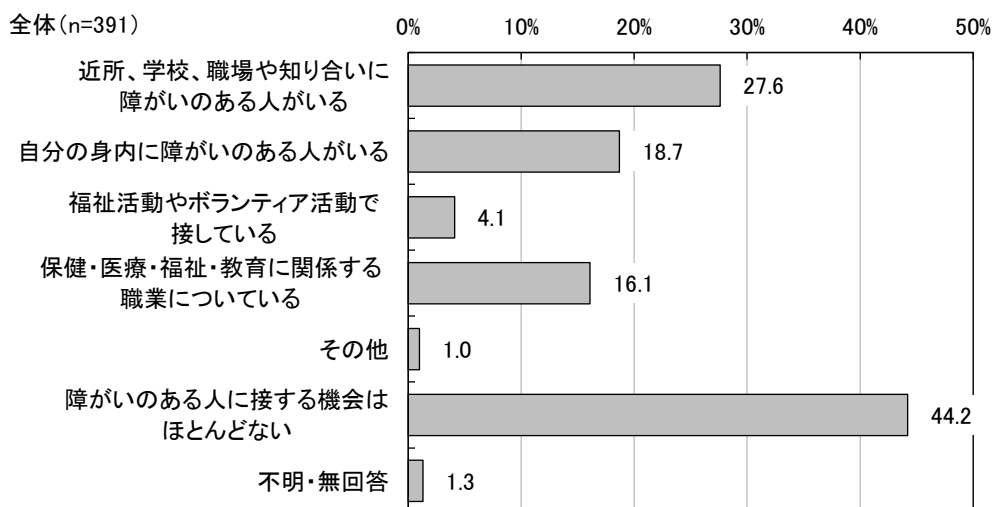
年齢についてみると、「60歳代」が24.3%と最も高く、次いで「70歳以上」が19.4%となっています。



### 障がいのある人との関わり

#### ○障がいのある人に接する機会について

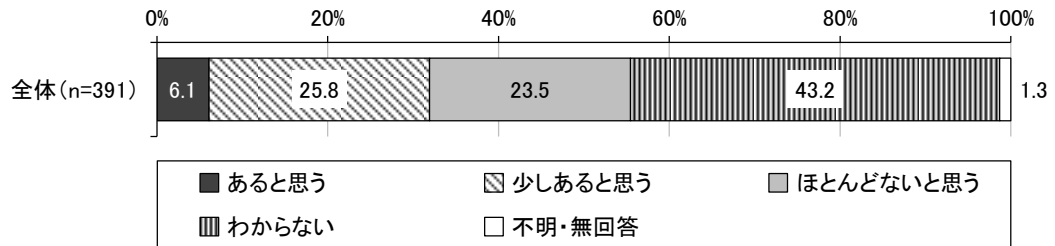
障がいのある人に接する機会についてみると、「障がいのある人に接する機会はほとんどない」が44.2%と最も高く、次いで「近所、学校、職場や知り合いに障がいのある人がいる」が27.6%となっています。



## 障がいのある人に対する理解

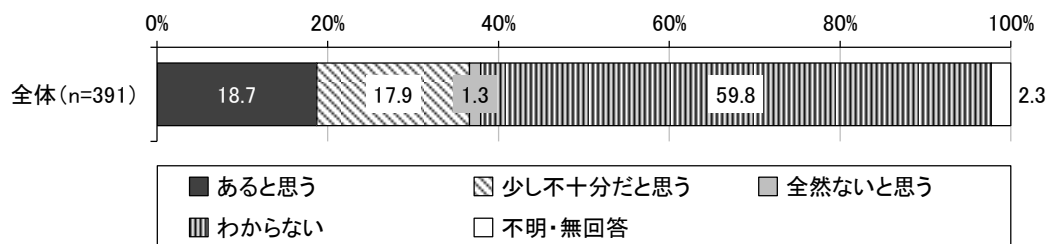
○永平寺町では障がいのある人に対し、障がいを理由とする差別や偏見があると思うかについて

永平寺町では障がいのある人に対し、障がいを理由とする差別や偏見があると思うかについてみると、「わからない」が43.2%と最も高く、次いで「少しあると思う」が25.8%となっています。



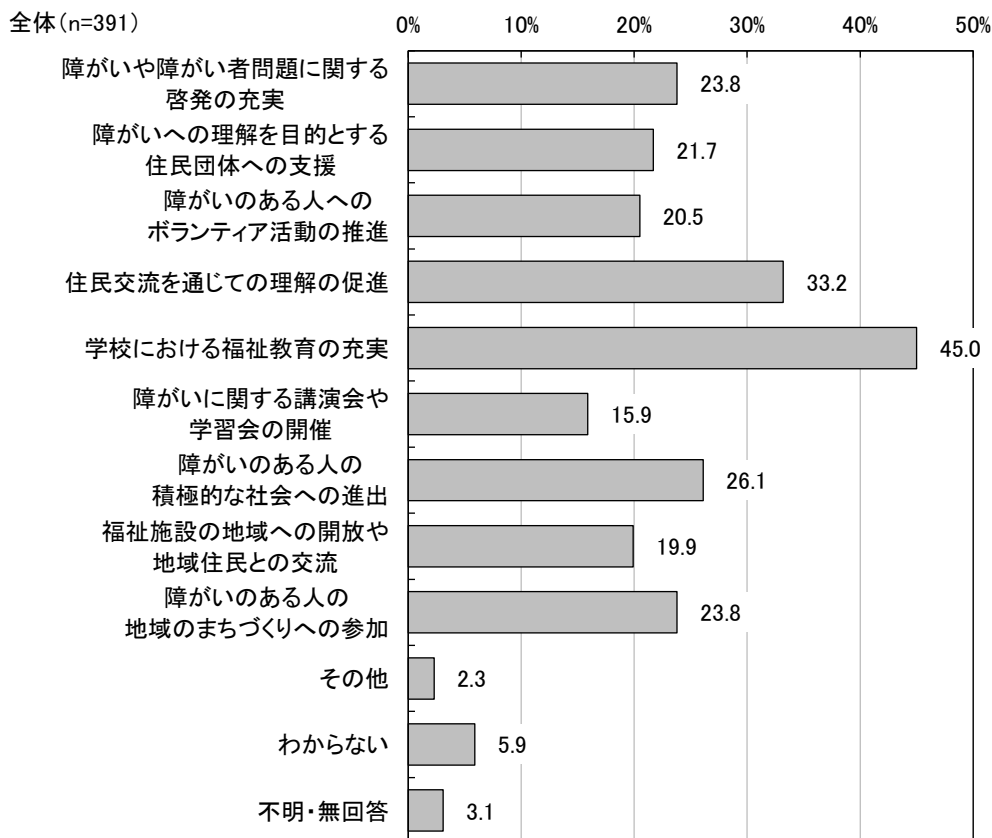
○永平寺町では障がいのある人への理解があると思うかについて

永平寺町では障がいのある人への理解があると思うかについてみると、「わからない」が59.8%と最も高く、次いで「あると思う」が18.7%となっています。



## ○障がいのある人への住民の理解を深めるために必要なことについて

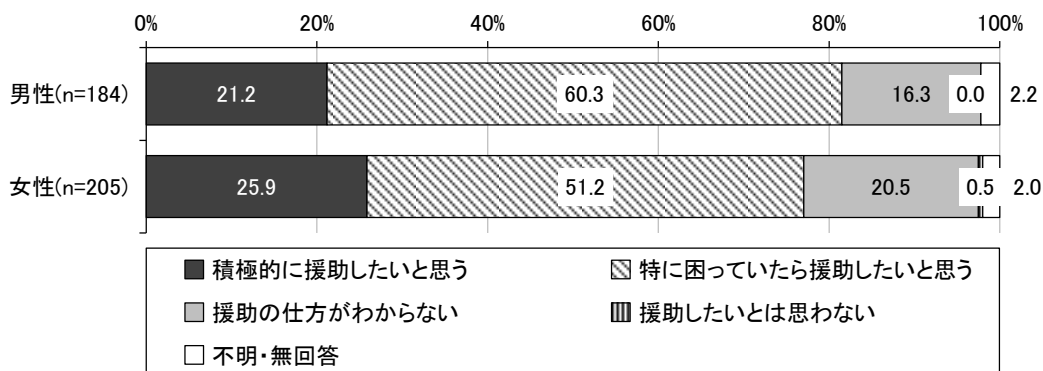
障がいのある人への住民の理解を深めるためには、何が必要であると思うかについてみると、「学校における福祉教育の充実」が45.0%と最も高く、次いで「住民交流を通じての理解の促進」が33.2%となっています。



## 障がいのある人への支援・ボランティア

### ○障がいのある人が困っていた場合の対応について

障がいのある人が困っていたらどうするかについて性別で見ると、男性では「特に困っていたら援助したいと思う」が60.3%となっています。女性では「特に困っていたら援助したいと思う」が51.2%となっています。

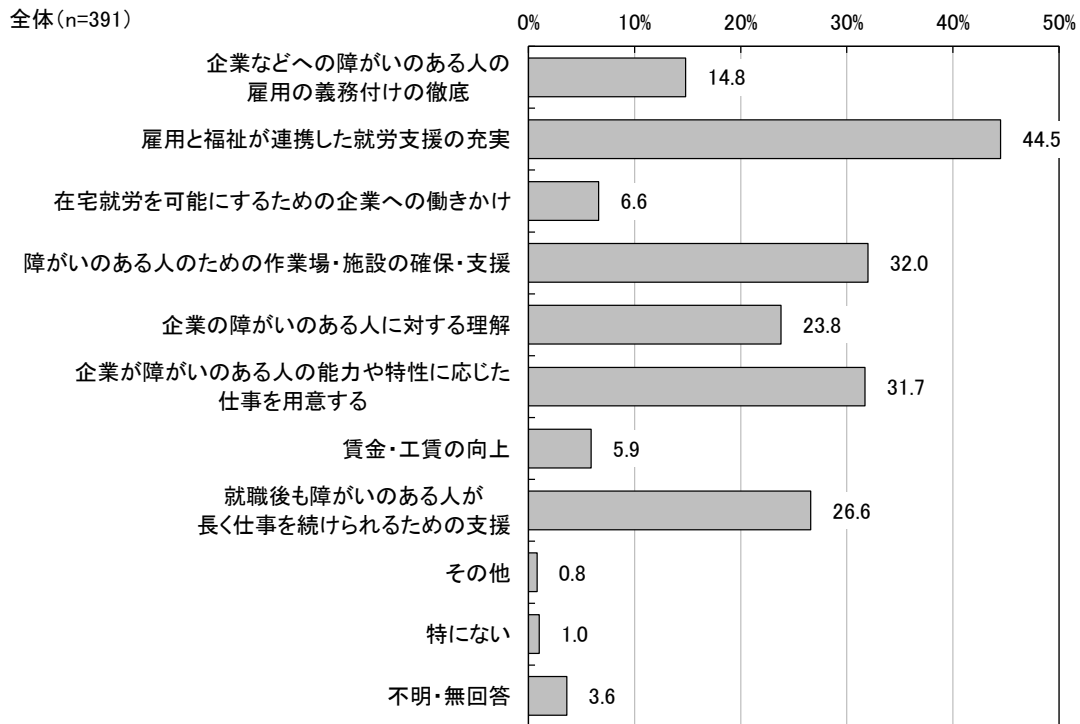




## 障がいのある人の就労・教育

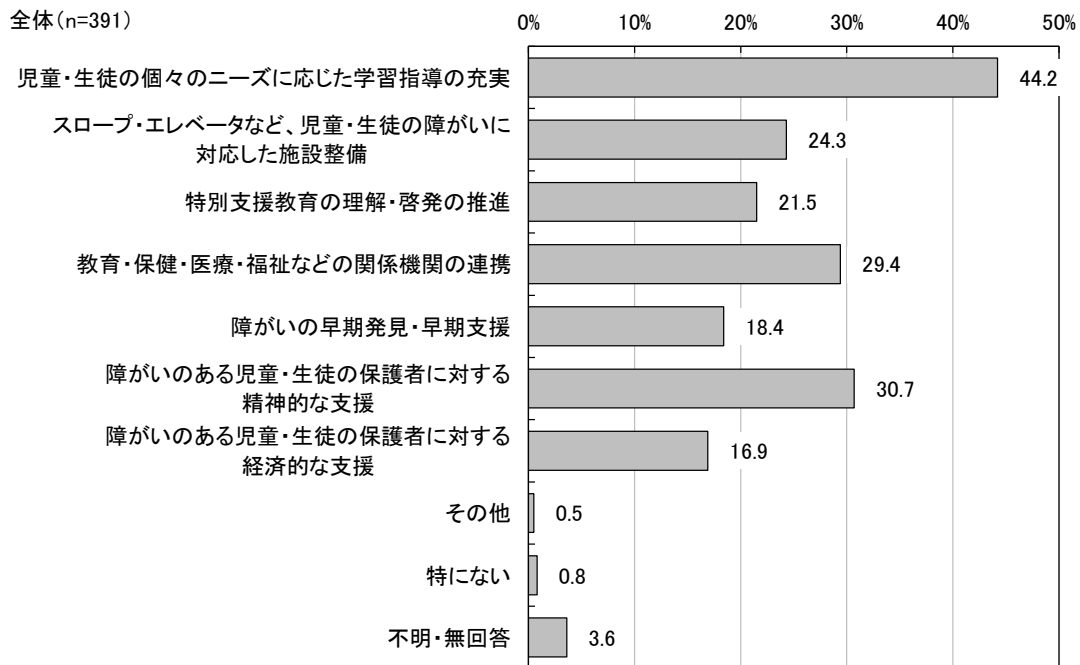
○障がいのある人の雇用・就業に関して、どのようなことが必要であると思うかについて

障がいのある人の雇用・就業に関して、どのようなことが必要であると思うかについてみると、「雇用と福祉が連携した就労支援の充実」が44.5%と最も高く、次いで「障がいのある人のための作業場・施設の確保・支援」が32.0%となっています。



○障がいのある児童・生徒の教育について、どのようなことが必要であると思うかについて

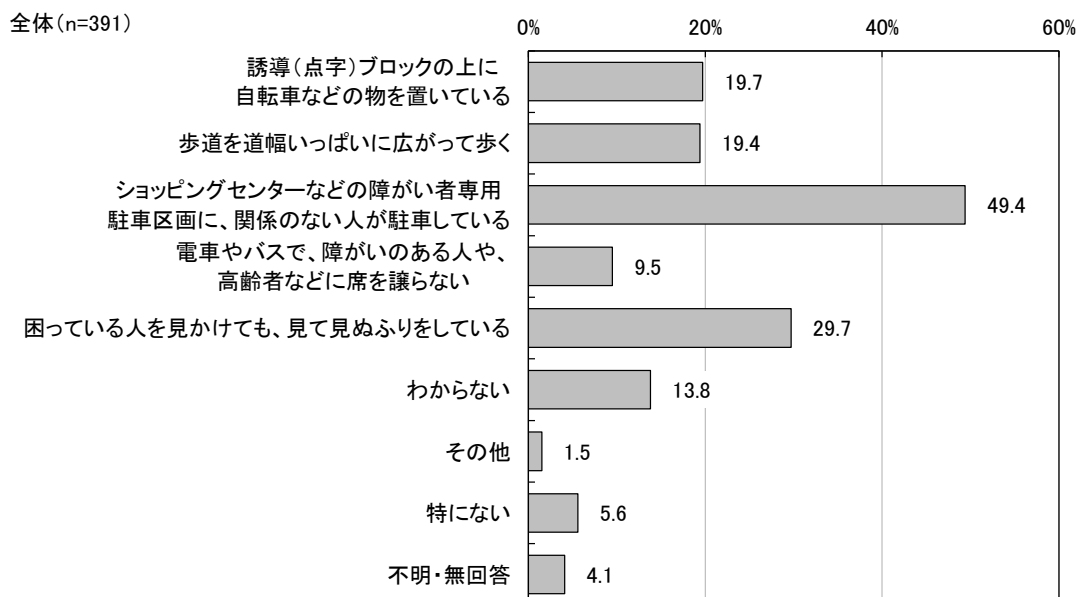
障がいのある児童・生徒の教育について、どのようなことが必要であると思うかについてみると、「児童・生徒の個々のニーズに応じた学習指導の充実」が44.2%と最も高く、次いで「障がいのある児童・生徒の保護者に対する精神的な支援」が30.7%となっています。



福祉のまちづくり

○まちで見かける人の行動で、特に問題があると思うことについて

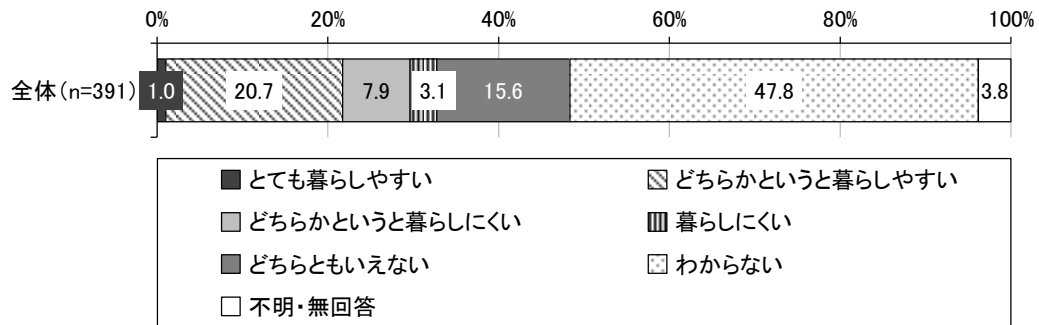
まちで見かける人の行動で、特に問題があると思うことについてみると、「ショッピングセンターなどの障がい者専用駐車区画に、関係のない人が駐車している」が49.4%と最も高く、次いで「困っている人を見かけても、見て見ぬふりをしている」が29.7%となっています。



## 障がいのある人に対する永平寺町の施策

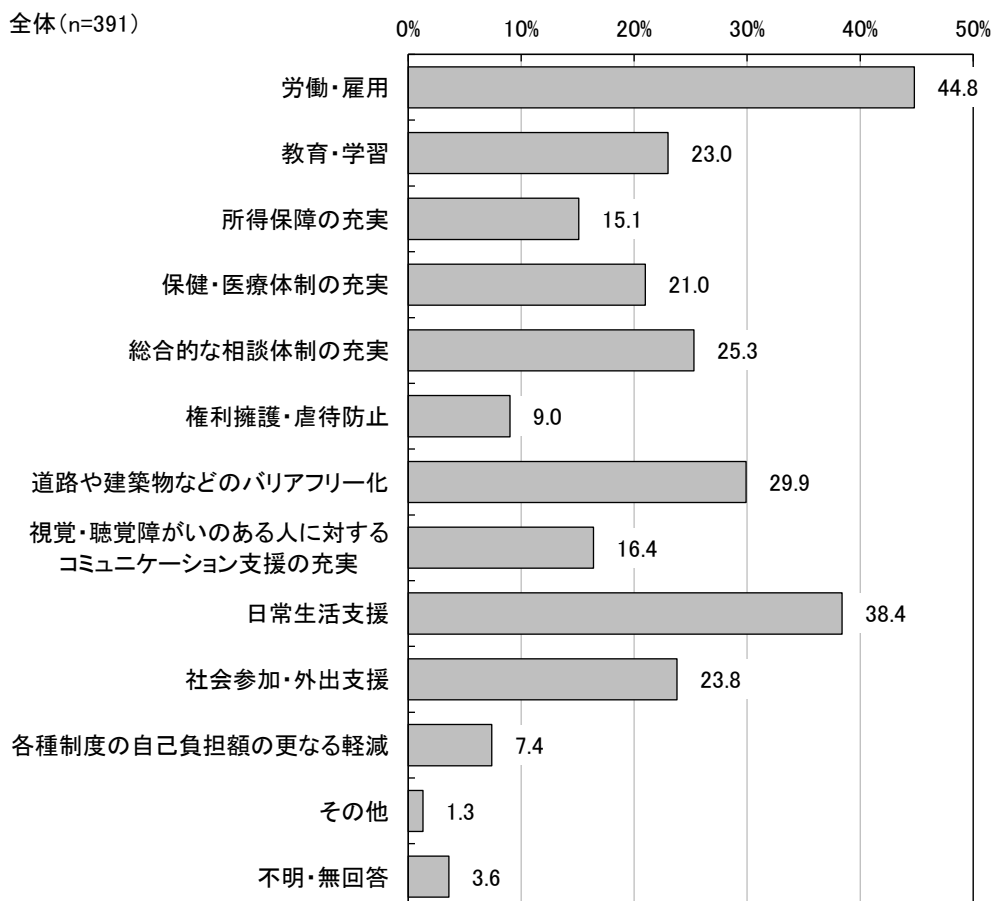
### ○永平寺町は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思うかについて

永平寺町は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思うかについてみると、「わからない」が47.8%と最も高く、次いで「どちらかという暮らしやすい」が20.7%となっています。



### ○永平寺町が障がいのある人にとって暮らしやすいまちになるための重点的な項目について

永平寺町が障がいのある人にとって暮らしやすいまちになるには、どの分野に重点的に取り組む必要があるかについてみると、「労働・雇用」が44.8%と最も高く、次いで「日常生活支援」が38.4%となっています。



## 4 団体・事業所ヒアリング調査結果からみる現状

### (1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、障がい者福祉に携わり、現場で様々な活動をされている団体・事業所のご意見を計画策定に反映するため、永平寺町の障がいのある人々を対象にサービスを提供している障がい福祉サービス事業所や障がい者関係団体を対象に、障がいのある人を取り巻く問題点や行政への要望等について、意見のとりまとめを行いました。

- 調査期間 : 令和5年8月～10月
- 調査対象 : 町内の障がい福祉に関わる団体や社会福祉法人、民間企業などを対象に実施し、全12団体から回答を得ました。
- 調査方法 : 郵送による配布、メールによる回収及び聞き取り調査

### (2) 団体・事業所から出された意見

#### ■活動の中で感じる「地域の課題」について

主な意見
○まだ完全にコロナ禍が落ち着いたわけではないため、体の弱い人は交流を避け閉じこもりがちになっている。
○街歩きしてみるとバリアフリー化されていないところが多い。
○障がいのことや施設のことを地域の方が知らない。
○聴覚障がい者同士の交流が少ないと感じる。

#### ■障がいへの理解について

主な意見
○障がいのある人と日常的に接する機会が多い職種や場所（役場・病院・駅・郵便局・銀行等）で障がいへの理解を深める啓発活動を行う。
○障がい福祉に関わる施設や職員・利用者の日常的な活動、地域においての必要性や役割がどのようなものかを周知していけるような機会が増えると良いと思う。
○障がいのある人の生活そのものを知ってもらう機会が必要。特に重症心身障がい児者は絶対数が少ないため、出会うこと自体が少ないので、共に活動する交流の機会作りが必要だと考える。

## ■雇用・就労・自立支援について

主な意見
<p>○精神障がいのある人は気分の波も大きく、勤務年数と比例して職場への不満や人間関係でのトラブルが増えていく傾向があると感じている。また、自身の就労能力や勤務態度を冷静に客観視できるサポートが必要と感じるため、職業センターでの職業評価や、「就労選択支援」などを柔軟に利用して行くことが望ましいと考える。支援者も各種制度の趣旨・内容を十分理解して、利用者に勧奨していくことが必要である。</p> <p>○重症心身障がい児者の自立とは何か、根本的な理解について、関わるスタッフたちとじっくり話し合う機会を持つ必要性がある。</p>

## ■相談支援について

主な意見
<p>○保育・障がい・高齢など分野ごとに切れることのない、ワンストップで当事者が望めば、一家まるごと相談できる窓口の設置が必要と考える。</p> <p>○今まではコロナ禍ということもあり、外部の方の訪問を制限せざるを得なかったが、できるだけ直接訪問や電話連絡をしながら、ご本人の状況を確認して頂けると良いと考えている。</p>

## ■保健・医療について

主な意見
<p>○精神障がいがある人においては病識に乏しい方もおり、受診の際に「調子のよいエピソードのみ」を伝えることで、実際に直面している様々な課題に対し、支援者が求める助言を医療機関からなされないことがある。医療機関との支援の方針は常に同じである必要があるため、平時から連携を図っておく必要があると感じる。</p> <p>○重度障がいや医療的ケアの医療やリハビリテーションについて、いくつかの大きな病院の小児科が中心になっており、18歳を超えてもなかなかトランジションがうまく進んでいかないことがある。受け入れてくれる地域の医療機関が増えてほしい。また、在宅医療についても活用が進められるとよい。</p> <p>○各関係機関が、本人の意向を尊重した支援の連携ができるよう、支援の質を向上させる必要があると考える。</p>

## ■障がい福祉サービス等を利用する上での困りごとについて

主な意見
<p>○当事者が集まれる場所がないことと、そこまで行ける交通手段がない。</p> <p>○通院や予定されている行事には手話通訳者の派遣をしてもらう人が多いが、普段の生活の中でも通訳が欲しいと思う場面がある。</p>

## 5 障がい福祉サービスの進捗状況

### (1) 各目標値の達成状況

#### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

<目標値の考え方>

- 令和5年度末時点で令和元年度末の施設入所者数のうち、6%以上が地域生活へ移行
- 令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点から1.6%以上削減

【令和元年度末時点の施設入所者数 33人】

項目	目標		実績 (見込み)	達成率
地域生活移行者数	2人	6.1%	0人	0%
令和5年度末時点の施設入所者数の削減	3人	9.1%	4人	133.3%

#### ② 地域生活支援拠点等の整備

<目標値の考え方>

- 令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に、障がいのある人の地域生活を支援する機能（地域生活への移行や相談、体験の機会・場の提供等）の集約を行う地域生活支援拠点等を少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

項目	目標	実績（見込み）
地域生活支援拠点等の整備	1か所	1か所
地域生活支援拠点等の運用状況の検証	1回	1回

### ③ 福祉施設利用者の一般就労への移行

<目標値の考え方>

- 令和5年度中に福祉施設から一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上
  1. 就労移行支援事業：令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上
  2. 就労継続支援A型事業：令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上
  3. 就労継続支援B型事業：令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上
- 令和5年度に、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用する。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

【令和元年度の一般就労への移行者数 8人（就労移行支援事業：3人 A型：4人 B型：1人）】

項目	目標		実績 (見込み)	達成率
福祉施設から一般就労への移行者数	11人	1.4倍	10人	90.9%
就労移行支援事業	4人	1.3倍	3人	75.0%
就労継続支援A型事業	5人	1.3倍	4人	80.0%
就労継続支援B型事業	2人	2.0倍	3人	150.0%

【令和元年度末時点の就労定着支援事業の利用者数 0人】

項目	目標		実績 (見込み)	達成率
就労定着支援事業の利用者数	8人	-	2人	25.0%

【令和元年度末時点の就労定着支援事業者数 0事業者】

項目	目標		実績 (見込み)	達成率
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	-	-	0	0%

※町内に就労定着支援事業所がないため実績はありません。

### ④ 相談支援体制の充実・強化等について

<目標値の考え方>

- 令和5年度末までに、各市町村または圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する。

項目	目標	実績（見込み）
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施	有
相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保	実施	有

## ⑤ 障がい福祉サービス等の質の向上について

<目標値の考え方>

- 令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築する。

項目	目標	実績（見込み）
サービスの質向上のための体制を構築の実施	実施	有

### (2) 訪問系サービス

「居宅介護」の利用時間は、令和3年度のみ利用時間のみ計画値を下回っており、令和4年度以降は計画値を上回る実績となっています。利用者数は計画値通りまたは計画を上回る実績となっています。

「重度訪問介護」の利用時間は、令和3年度のみ計画値を上回る実績となっているものの、令和4年度以降の実績は0となっています。

「行動援護」の利用時間、利用者数の実績はともに、令和3年度から令和4年度にかけて、計画値を上回っていますが、令和5年度では利用時間のみ計画値を下回っています。

「同行援護」の利用時間、利用者数の実績は、令和3年度から令和5年度にかけて、計画値を下回る実績となっています。

「重度障害者等包括支援」の利用時間、利用者数は、令和3年度から令和5年度にかけて実績は0となっています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
居宅介護	時間/月	400	312	400	408	400	450
	人/月	27	29	27	27	27	30
重度訪問介護	時間/月	0	1	0	0	200	0
	人/月	0	1	0	0	1	0
行動援護	時間/月	0	3	0	2	30	3
	人/月	0	1	0	1	1	1
同行援護	時間/月	60	38	60	34	60	25
	人/月	3	2	3	2	3	2
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0



### (3) 日中活動系サービス

「短期入所」の利用日数は、令和4年度のみ計画値を下回る実績となっています。利用者数は、令和4年度のみ計画値を上回る実績となっています。

「生活介護」「就労移行支援」の利用日数、利用者数はそれぞれ、令和3年度から令和5年度にかけて、計画値を下回る実績となっています。

「自立訓練（機能訓練）」の利用日数、利用者数の実績はともに、令和3年度から令和5年度にかけて、0となっています。

「自立訓練（生活訓練）」の利用日数は、令和5年度のみ計画値を上回る実績となっています。利用者数は令和3年度から令和5年度にかけて、計画値を上回る実績となっています。

「宿泊型自立訓練」の利用日数は、令和4年度において計画値を下回る実績となっています。利用者数は令和3年度から令和5年度にかけて、計画値通りの実績となっています。

「就労定着支援」は、令和3年度から令和5年度にかけて、計画値を下回る実績となっています。

「就労継続支援A型」の利用日数は、令和4年度から令和5年度にかけて計画値を下回る実績となっています。利用者数は令和3年度から令和5年度にかけて、計画値を上回る実績となっています。

「就労継続支援B型」の利用日数、利用者数の実績は、令和3年度から令和5年度にかけて、計画値を上回る実績となっています。

「療養介護」は、令和5年度のみ計画値を上回る実績となっています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
短期入所	人日/月	20	31	24	22	28	28
	人/月	5	5	6	7	7	7
生活介護	人日/月	1,375	1,296	1,396	1,243	1,417	1,300
	人/月	66	61	67	63	68	65
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0	0	22	0
	人/月	0	0	0	0	1	0
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	52	46	52	50	52	55
	人/月	2	3	2	3	2	3
宿泊型自立訓練	人日/月	30	30	30	25	30	30
	人/月	1	1	1	1	1	1
就労移行支援	人日/月	112	54	150	55	187	55
	人/月	6	3	8	3	10	3
就労定着支援	人/月	3	1	5	2	8	1
就労継続支援A型	人日/月	581	634	602	601	623	620
	人/月	28	30	29	31	30	32
就労継続支援B型	人日/月	866	894	884	1,039	903	1,152
	人/月	47	63	48	52	49	65
療養介護	人/月	3	3	3	3	3	4

#### (4) 居住系サービス

「自立生活援助」の利用者数は、令和3年度から令和5年度にかけて0となっています。

「共同生活援助」の利用者数は、令和4年度のみ計画値を下回る実績となっています。

「施設入所支援」の利用者数は、令和4年度のみ計画値を上回る実績となっています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	26	27	27	26	28	28
施設入所支援	人/月	32	30	31	32	30	29

#### (5) 相談支援

「計画相談支援」の利用者数については、令和3年度から令和5年度にかけて、計画値を上回る実績となっています。

「地域移行支援」「地域定着支援」の利用者数の実績はともに、令和3年度から令和5年度にかけて、0となっています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
計画相談支援	人/月	45	49	50	56	55	58
地域移行支援	人/月	1	0	1	0	2	0
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	2	0

## (6) その他の活動指標

### ① 発達障がい者等に対する支援

「ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数」は、令和3年度から令和5年度にかけて、計画値を上回る実績となっています。

「ペアレントメンターの人数」「ピアサポートの活動への参加人数」の実績はともに、令和3年度から令和5年度にかけて0となっています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	人/年	3	6	3	6	3	6
ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	0	0	1	0
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	0	0	0	0	3	0

### ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「協議の場の開催回数」「協議の場における目標設定及び評価の実施回数」は、令和5年度のみ、計画値を上回る実績となっています。

「関係者ごとの参加者数」は、令和3年度から令和5年度にかけて、計画値を上回る実績となっています。

#### 【保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
協議の場の開催回数	回/年	2	2	2	2	2	4
関係者ごとの参加者数	人/年	10	24	10	24	10	48
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	2	2	2	2	2	4

「地域移行支援」「地域定着支援」「自立生活援助」の実績はともに、令和3年度から令和5年度にかけて0となっています。

「共同生活援助」は、令和4年度のみ、計画値を下回る実績となっており、「うち精神障がい者の共同生活援助」は、令和3年度のみ、計画値を下回る実績となっています。

【精神障がい者の地域移行に向けたサービス提供】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
地域移行支援	人/月	1	0	1	0	2	0
うち精神障がい者の地域移行支援	人/月	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	2	0
うち精神障がい者の地域定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0
共同生活援助	人/月	26	27	27	26	28	29
うち精神障がい者の共同生活援助	人/月	5	4	5	5	6	6
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	2	0
うち精神障がい者の自立生活援助	人/月	0	0	0	0	1	0

### ③ 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

「総合的・専門的な相談支援」は、令和3年度から令和5年度にかけて実施しており、計画値通りの実績となっています。

「訪問等による専門的な指導・助言件数」は、令和3年度から令和4年度にかけて0、令和5年度のみ、計画値を上回る実績となっています。

「相談支援事業者の人材育成の支援件数」は、令和3年度のみ0、令和4年度以降は計画値を上回る実績となっています。

「相談機関との連携強化の取り組みの実施回数」は、令和3年度のみ計画値通り、令和4年度以降は計画値を上回る実績となっています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施の有無	有	有	有	有	有	有
訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	0	0	0	0	1	4
相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	0	0	0	3	1	5
相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回/年	2	2	2	3	2	4

### ④ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

「障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用」は、令和3年度から令和4年度にかけて、計画値通り、令和5年度のみ、計画値を上回る実績となっています。

「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」は、令和3年度から令和5年度にかけて計画値通りの実績となっています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 (研修の参加人数)	人/年	1	1	1	1	1	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 (共有回数)	回/年	1	1	1	1	1	1

## (7) 地域生活支援事業

### ① 理解促進研修・啓発事業

「理解促進研修・啓発事業」は、令和3年度から令和5年度にかけて実施しており、計画値通りの実績となっています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
理解促進研修・ 啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

### ② 自発的活動支援事業

「自発的活動支援事業」は、令和3年度から令和5年度にかけて実施しており、計画値通りの実績となっています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

### ③ 相談支援事業

「障害者相談支援事業」は、令和3年度から令和5年度にかけて実施しており、計画値通りの実績となっています。

「基幹相談支援センター」「基幹相談支援センター機能強化事業」「住宅入居等支援事業」については、令和3年度から令和5年度にかけて実施はありません。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	無
基幹相談支援センター 機能強化事業	設置の有無	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	か所	無	無	無	無	無	無

#### ④ 成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度利用支援事業」は、令和3年度から令和5年度にかけて実施しており、計画値通りの実績となっています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

「成年後見制度法人後見支援事業」は、令和3年度から令和5年度にかけて実施はありません。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有	無	有	無

#### ⑥ 意思疎通支援事業

「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」は令和4年度のみ計画値を下回る実績となっています。

「要約筆記者派遣事業」「手話通訳者設置事業」「重度障がい児者等入院時コミュニケーション支援事業」の実績はともに、令和3年度から令和5年度にかけて、0となっています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	30	38	30	28	30	30
要約筆記者派遣事業	件/年	1	0	1	0	1	0
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0	0	0	0
重度障がい児者等入院時コミュニケーション支援事業	人/年	0	0	0	0	0	0

⑦ 日常生活用具給付等事業

「介護・訓練支援用具」は、令和3年度では計画値通り、令和4年度以降は計画値を上回る実績となっています。

「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」「排泄管理支援用具」はそれぞれ、令和3年度から令和5年度にかけて、計画値を上回る実績となっています。

「情報・意思疎通支援用具」は、令和3年度のみ0、令和4年度のみ計画値を上回る実績となっています。

「居宅生活動作補助用具」は、令和4年度のみ計画値を下回る実績となっています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1	2	1	2
自立生活支援用具	件/年	1	5	1	2	1	2
在宅療養等支援用具	件/年	1	3	1	2	1	2
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	0	3	4	3	3
排泄管理支援用具	件/年	516	582	526	566	537	570
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	2	3	2	1	2	2

⑧ 移動支援事業

「移動支援事業」の利用時間については、令和3年度から令和5年度にかけて、計画値を上回る実績となっています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
移動支援事業	時間/年	195	212	199	283	204	290



⑨ 地域活動支援センター事業

「地域活動支援センター」の利用者数については、令和3年度から令和5年度にかけて、計画値を上回る実績となっています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
地域活動支援センター	人/年	12	34	13	28	15	35

⑩ 自動車操作訓練事業・自動車改造助成事業

「自動車操作訓練事業・自動車改造助成事業」の件数は、令和3年度のみ0、令和4年度以降は計画値を上回る実績となっています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
自動車操作訓練事業・ 自動車改造助成事業	件/年	1	0	1	2	1	2

⑪ 訪問入浴サービス事業

「訪問入浴サービス事業」の利用者数は、令和3年度では計画値通り、令和4年度以降は計画値を下回る実績となっています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
訪問入浴サービス事業	人/年	3	3	4	3	5	3

⑫ 日中一時支援事業

「日中一時支援事業」のか所数は、令和3年度から令和4年度にかけて計画値を上回り、令和5年度のみ計画値通りの実績となっています。利用者数は、令和3年度から令和5年度にかけて計画値を下回る実績となっています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
日中一時支援事業	か所数	4	5	4	5	5	5
	人/年	11	8	12	9	13	10

## 6 障がい児福祉サービスの進捗状況

### (1) 各目標値の達成状況

#### ① 障がい児支援の提供体制の整備等

<目標値の考え方>

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置
- 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

項目	目標	実績（見込み）
児童発達支援センターの設置数	1か所	1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制構築の有無	有	有

#### ② 医療的ニーズへの対応について

<目標値の考え方>

- 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
- 令和5年度末までに、都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置

項目	目標	実績（見込み）
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	1か所
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置の有無	設置	設置
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	有	有

## (2) 障がい児福祉サービス

「児童発達支援」の利用日数は、令和3年度、令和5年度において、計画値に満たない実績となっています。利用者数は令和3年度から令和5年度にかけて計画値を上回る実績となっています。

「放課後等デイサービス」の利用日数は、令和3年度から令和5年度にかけて増加傾向となっており、計画値を上回る実績となっています。利用者数については、令和3年度から令和5年度にかけて計画値を上回る実績となっています。

「保育所等訪問支援」の利用者数は、令和3年度から令和4年度にかけて、計画値を下回る実績となっています。

「居宅訪問型児童発達支援」「医療型児童発達支援」の利用者数は、令和3年度から令和5年度にかけて、0となっています。

「障がい児相談支援」の利用者数は、令和3年度から令和5年度にかけて、計画値を上回る実績となっています。

「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」については、令和5年度に1名配置しています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
児童発達支援	人日/月	26	21	30	30	33	30
	人/月	8	9	9	11	10	11
放課後等 デイサービス	人日/月	260	338	276	411	300	430
	人/月	35	41	40	50	46	55
保育所等訪問支援	人/月	3	2	4	3	5	5
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	1	0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	1	0
障がい児相談支援	人/月	14	21	15	27	16	27
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置	配置数	0	0	0	0	1	1

---

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 1 基本理念

---

共生社会を実現するためには、障がいの有無によって分け隔てられることなく、日常生活のあらゆる場面での合理的配慮や必要とされている支援ニーズに対応し、障がいのある人とない人が共に支え合い、理解し合いながら、住み慣れた地域の一員として助け合うことのできる取り組みが重要です。

永平寺町では、平成28年度に策定した第二次永平寺町総合振興計画において、「めぐる感動 心つながる清流のまち えいへいじ」をまちの将来像に掲げ、まちづくりに取り組んでいます。また、令和2年度に策定した第3次永平寺町地域福祉計画の基本理念である「笑顔あふれる やさしいまち」のもと、住民同士が尊重し思いやる心を持って支え合う地域社会の実現をめざしています。

永平寺町におけるこれらのまちづくりと地域福祉の理念のもと、引き続き本計画の基本理念を以下のように設定します。

#### 障がいのある人もない人も

#### ともに心つながる「互近助」のまち えいへいじ

障がいのある人、地域住民、ボランティア、関係機関・団体が協力し合い、互いに助け合い、支え合うという意味を「互近助」という言葉に込めており、障がいの有無に関わらず、ともに生きる地域共生社会の実現を引き続きめざします。

本計画では、これまでの基本理念を踏まえ、障がいのある人の個別の課題やニーズを把握し、生きがいをもって自立した生活を送れる支援体制と、一人ひとりの個性や能力が発揮できる環境の充実に図ります。

## 2 基本目標

---

### (1) 地域で誰もがいきいきと生活ができるように支援する

障がいのある人が安心して自立した生活を送るためには、障がいのある人とその家族のニーズを把握するとともに、問題や不満を抱え込むことがないよう、支援やサービスにスムーズにつながることを重要となっています。そのため、相談窓口や地域のサービス提供機関の充実を図るとともに、相談員など支援人材の確保・育成に努めます。また、障がいの有無にかかわらず誰もが参加できる交流機会の創出に努め、差別や偏見の解消、共感の醸成を図り、地域住民の障がいに対する理解を促進します。

さらに、障がいのある児童が多様な環境で学習を行える「インクルーシブ教育」を推進し、教員や生徒、保護者への啓発を行い、共に学び合う文化を醸成します。

### (2) 地域共生社会の実現に向けた自立生活支援

障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の一員として参加できる環境の構築が必要となっており、障がいのある人の日常生活のスキルや自己管理能力の向上の支援を行うとともに、公共空間や施設へのアクセシビリティ向上を促進します。

また、障がいのある人の適性や希望に合った仕事に就くためのサポートや、就労後までを見据えた一貫した支援体制の構築を図るとともに、職場内での障がいへの理解を広めるための啓発活動に努めます。

さらに、障がいのある児童については、早期から適切な療育や支援の提供を行い、発達の遅れや個々の課題の早期発見・早期支援を促進します。

### (3) 暮らしやすい生活環境の整備

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、障がいに対する理解の促進強化を図るとともに、日常生活における様々な障壁を取り除き、地域全体の生活環境の向上を図ることが必要です。広報や町のホームページ等を活用した障がいに関する啓発活動、地域イベントを通じた障がいのある人との交流機会を提供するとともに、関係機関と連携した正しい情報提供を促進します。

また、障がいのある人が地域で必要なサービスを受けられるよう、就労支援、日中活動、生活支援等、多様なニーズに対応する支援体制の構築を図ります。

### 3 連携施策の取り組み

---

近年の「障害者差別解消法」「障害者総合支援法」「障害者雇用促進法」の改正、分野ごとの施策の実施状況・課題、アンケート調査、団体・事業所ヒアリング調査などの調査結果を踏まえ、今後、永平寺町において引き続き特に重点的に取り組むべき事項を次の通り定めます。

また、「第二次永平寺町総合振興計画」の第2章「健康で心がふれあうやさしいまちづくり」の第5節にて「障がい者（児）福祉の充実」に向けた施策の展開を後期基本計画として取り組むこととしており、本計画の一体的な取り組みとして設定し、障がい福祉の向上をめざします。

#### 連携施策1 ノーマライゼーションの推進

障がいの有無に関わらず、多様な人々が共に暮らしていくノーマライゼーションを実現するためには、障がいに対する正しい理解を広めていくことが重要です。障がいに対する理解を広げるための教育の充実や、偏見や差別をなくすための啓発活動を強化します。

また、障がいのある人やその家族が日常生活や将来のことについて不安なく安心して生活できるよう、個々の課題に応じた支援体制の構築や関係機関との連携強化を図り、誰もがいきいきと暮らせる社会づくりを推進します。

#### 連携施策2 情報提供・相談支援の充実による地域生活の支援

障がいのある人が地域の中で安心して、生きがいをもって継続した生活ができるよう、個々のニーズに合わせた相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援者や関係者に対して、適切なコミュニケーションスキルや障がいに関する知識を高める研修会の開催に向けた取り組みを推進し、切れ目のないサービスの提供を進め、障がいのある人が地域で生活できる環境を整えます。

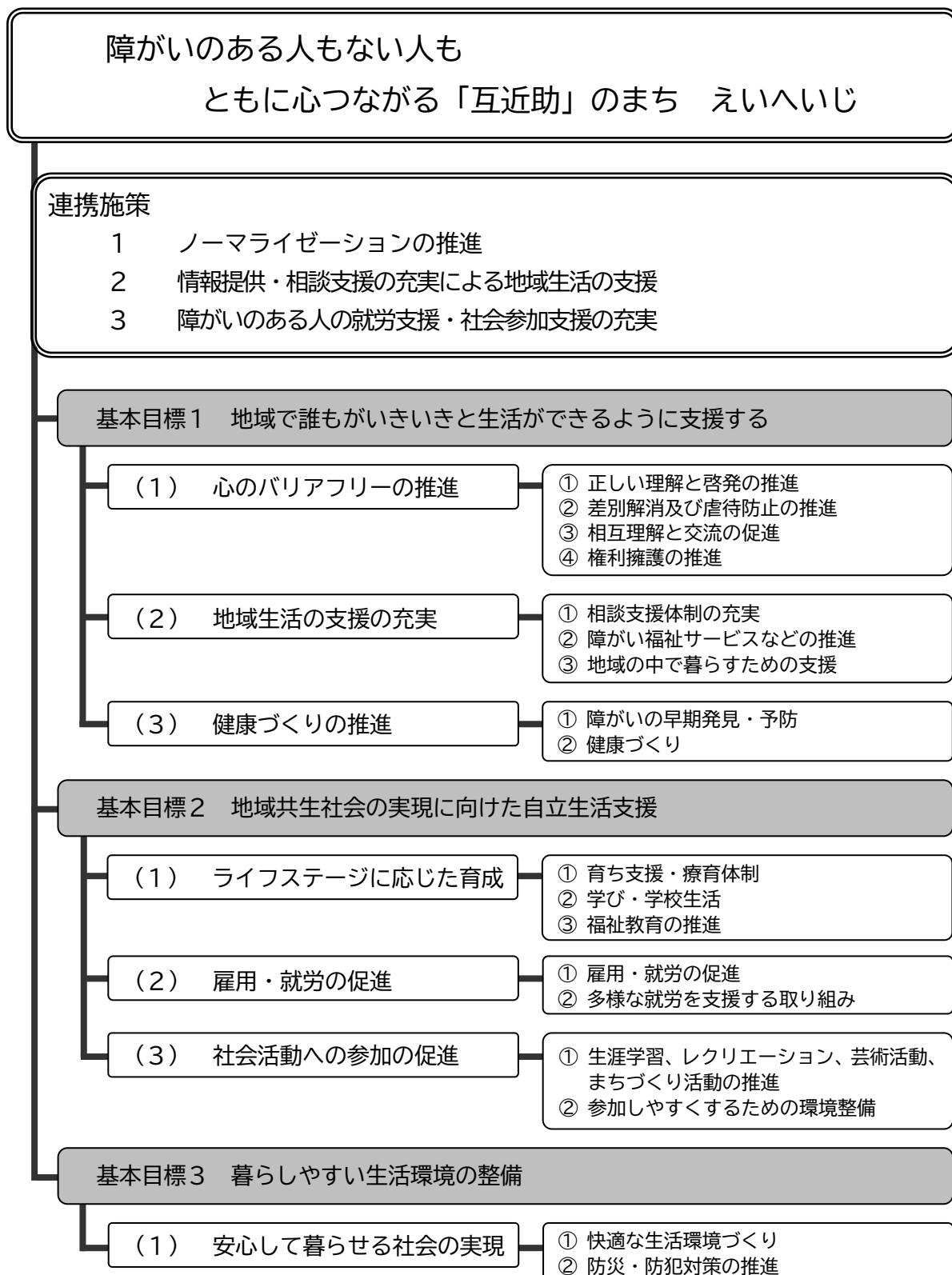
#### 連携施策3 障がいのある人の就労支援・社会参加支援の充実

障がいのある人がスキルや能力、興味に応じた就労機会を得ながら自立して暮らすことができるよう、適切な就労につながるサポート体制を構築するとともに、就労後も継続して支援を行い、一貫した支援体制の充実に努めます。

また、地域の多様な主体と連携することで、就労に関する情報提供やグループホームの運営支援、障がいのある人の就労や社会参加の支援を強化します。

これらの支援を通じ、障がいのある人もない人もともに住み慣れた地域で安心した生活を送れる社会である「地域共生社会」の実現をめざします。

## 4 施策の体系



## 第4章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、障がいのある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人が社会で活動でき、障がいという個性が活かされる環境づくりが必要です。

そのため、地域社会・教育機関・団体・企業・行政等がそれぞれの役割を果たしながらお互いに連携・協力し、一体となって取り組み、計画の推進を図る必要があります。

### 2 計画の推進主体とその役割

本計画の実現に向けて、障がいのある人やその家族等へのきめ細やかなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する担当課及び県・社会福祉協議会・障がい者地域自立支援協議会・障がい福祉サービス事業所等の関係機関との連携を一層強化するとともに、一体となって計画的な施策を推進します。

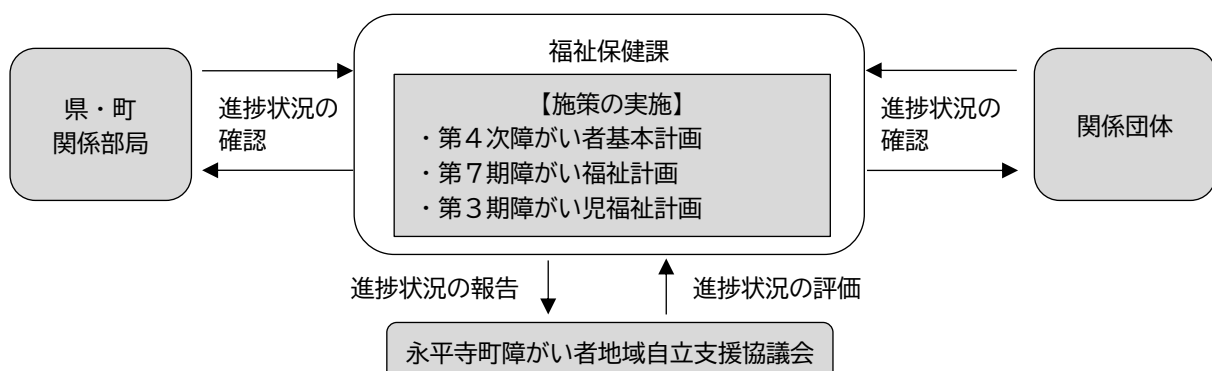
### 3 計画の評価・見直し

本計画の着実な推進にあたっては、年度ごとに庁内において進捗状況の把握・点検を行い、その結果に基づき、目標達成に向けた取り組みを展開します。

国の制度変更や計画期間の終了に伴う見直しや計画期間中に障がい福祉施策に係る新たな行政需要が生じる際には、見直しを行い、「PDCA サイクル」のプロセスを踏まえた計画の進行に努めます。

また、各分野に携わっている団体の代表や町民、学識経験者等で構成される障がい者地域自立支援協議会において把握・点検結果を報告し、意見を求めながら課題に対する必要な対応を図ります。

#### ■本計画の推進体制のイメージ





## 第5章 障がい者基本計画

### 1 地域で誰もがいきいきと生活ができるように支援する

#### 基本目標の進捗状況を測る指標

ふだんの生活の中で差別や偏見、疎外感をまったく感じない人の割合	平成 29 年	令和 4 年
身体障害者手帳所持者	12.1%	17.3%
療育手帳所持者	4.8%	9.0%
精神障害者保健福祉手帳所持者	10.5%	16.2%

※計画策定のためのアンケート調査結果より

#### (1) 心のバリアフリーの推進

##### ① 正しい理解と啓発の推進

#### 今後の方向性

○障がいのある人もない人もともに尊重し合い共生する社会の実現をめざし、障がいや障がいのある人への理解促進、差別や偏見の解消に取り組めます。また、各種団体への説明会開催等を通じて障がい特性に配慮したわかりやすい情報提供の充実を図ります。

#### 主な施策

施策名	1. すべての障がいのある人への理解の促進
内容	<p>○すべての障がいのある人の障がい特性、必要な配慮に関する町民の理解の促進を図り、周知・啓発の充実を図ります。あわせて、小中学校に向けての啓発活動も進めていきます。</p> <p>○地域社会における障がいのある人に対する差別を解消するため、車椅子での移動の手助け、公共施設のバリアフリー化など、過度の負担とならないような合理的な配慮の提供を徹底するとともに、事業者・ボランティア・団体・自治会などへ啓発を積極的に行います。</p> <p>○庁内においても、誰にとっても読みやすいUDフォントの使用を促進します。</p>

主 な 施 策	
施策名	2. 様々な媒体・機会を活用した啓発
内 容	○広報永平寺、町ホームページ・フェイスブック・公式ライン、社協だよりなど、様々な媒体を活用し、啓発に努めます。
施策名	3. 地域団体などへの情報提供
内 容	○民生委員・児童委員協議会・各種団体などへの説明会、ボランティア団体との連携、会議における説明など、情報発信する機会の拡充に努めます。
施策名	4. 意思疎通支援事業の充実
内 容	○障害者総合支援法に基づき、視覚障がいや聴覚障がいなどにより、意思疎通が困難な障がいのある人の円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者の派遣や点訳ボランティアなどの活動を支援します。 ○手話通訳者の継続的な確保と派遣範囲の拡充を図ります。

## ② 差別解消及び虐待防止の推進

### 今後の方向性

○障がいを理由として差別を受けたり、孤立したり、障がいへの配慮がないため暮らしにくさを感じたりすることがないように、差別解消や障がい者雇用の促進、障がい者虐待の予防と早期発見に取り組めます。

主 な 施 策	
施策名	1. 障がいのある人に対する差別解消に向けた取り組みの充実
内 容	○差別の禁止、差別解消の取り組みなどを定めた「障害者差別解消法」について、周知・啓発を充実させ、障がいを理由とする差別の解消に取り組めます。 ○障がいのある人に対する雇用の分野における差別的取り扱いの禁止などを定めた「障害者雇用促進法」について、ハローワークなどの関係機関と連携しながら企業などに周知を図り、障がい者雇用の促進に取り組めます。

主 な 施 策	
施策名	2. 虐待防止に向けた体制整備
内 容	<p>○担当課、民生委員・児童委員、関係機関などと連携強化を図り、障がいのある人に対する権利侵害や家庭・地域での虐待・金銭詐取などの未然防止を図るため、地域全体で障がいのある人を守る環境づくりに努めます。</p> <p>○障害者虐待防止法などに基づき、障がい者（児）の虐待を防止するため、事業者・関係機関・団体と連携の強化を図り、早期発見・早期対応に努めます。</p> <p>○学校・通所施設などの関係団体との連携を充実し、連絡体制・相談体制を強化します。</p> <p>○虐待発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、研修受講を促進し、人材のスキルアップを支援します。</p>
施策名	3. 虐待防止対策の推進
内 容	<p>○虐待に関する通報・相談への対応、虐待が発生した時の一時保護や指導など、虐待ケースへの迅速かつ適切な対応を図ります。</p> <p>○住民・事業者・関係団体などに対し、虐待防止に向けた啓発を充実させ、ネットワークによる虐待防止を推進します。</p> <p>○福祉事業者を対象に、虐待防止に向けた研修会を引き続き開催します。</p>

### ③ 相互理解と交流の促進

#### 今後の方向性

○障がいのある人も障がいのない人もともに尊重し合いながら共生する社会を実現するために、住民へのさらなる啓発や交流機会の創出、団体の連携強化に取り組みます。

主 な 施 策	
施策名	1. ボランティアの養成と活動への支援
内 容	<p>○ボランティア団体の交流促進やネットワーク化といった連携の強化を図り、ボランティア活動への支援を継続するとともに、障がいのある人と障がいのない人がともに活動する機会の充実に努めます。</p> <p>○ボランティア団体へ障がいのある人のニーズを伝えるとともに障がいに特化したボランティアの支援を進めます。</p>

主 な 施 策	
施策名	2. コミュニケーション支援などの推進
内 容	<p>○障がいのある人が普段から気軽に外出をしたり公共サービスを利用したりできるよう、聴覚障がいのある人に対する手話、要約筆記、筆談、また、視覚障がいのある人や下肢障がいのある人に対する誘導などの支援体制を充実させます。</p> <p>○コミュニケーション支援を必要とする人が支援を利用できるよう、相談や啓発を推進するとともに、より適切な支援の提供に努めます。</p> <p>○高齢化等の理由で窓口に来て相談することが難しい場合は、訪問による支援も検討します。</p>
施策名	3. 支え合いのネットワークづくり
内 容	<p>○障がいのある人を地域で見守り、支え合うため、地域福祉活動の担い手として期待される町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、福祉事業者、行政機関とのネットワークづくりを促進します。</p> <p>○地域と関係機関のネットワークを強化し、障がいのある人と家族を支えます。</p> <p>○地域自立支援協議会で地域のネットワークの構築を検討します。</p>

#### ④ 権利擁護の推進

##### 今後の方向性

○障がいのある人が地域で安心して、尊厳をもって生活できるよう、権利擁護、権利行使や福祉サービス利用の援助について、どんなときも誰もが持っている権利が守られるよう広く周知するとともに、市民後見人の養成等を通じて体制強化を図ります。

主 な 施 策	
施策名	1. 権利擁護事業の推進
内 容	○担当課、地域包括支援センター、社会福祉協議会が連携を推進しながら、電話、訪問などを通じて権利擁護に関する相談に対応します。 ○相談への適切な対応をめざし、専門機関や関係機関、地域と連携体制を強化しながら、権利擁護事業を推進します。
施策名	2. 人権擁護委員による相談の実施
内 容	○人権擁護委員による人権相談のほか、様々な機会において、人権相談の充実をめざし、制度の周知・啓発を充実します。
施策名	3. 日常生活自立支援事業の推進
内 容	○判断能力が十分ではない障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業による福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援を行います。 ○障害者手帳を持たないものの判断能力が十分ではない人の金銭管理の支援について検討します。
施策名	4. 成年後見制度の利用促進
内 容	○障がいのある人の介護者の高齢化に伴い、今後、成年後見が必要な障がいのある人が増加すると考えられます。令和4年に設置された地域連携ネットワークの中核機関である「ふくい嶺北成年後見センター」と連携し、権利擁護支援の必要な人の発見と支援に努めます。 ○判断能力が十分ではない障がいのある人が財産管理や福祉サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないよう相談窓口を設置し、制度活用の支援を行います。 ○中核機関と連携し、利用促進イベント等や福祉事業者向けの研修会開催を通じて、周知と利用促進を図ります。 ○中核機関と連携して市民後見人を養成し、適正かつ安定的に活動できるよう体制強化を図ります。

## (2) 地域生活の支援の充実

### ① 相談支援体制の充実

#### 今後の方向性

- 障がいのある人や家族が安心して、気軽に利用でき、適切な支援を行う相談支援体制の充実に努めます。
- 相談支援事業、障がい者相談員の活動などを充実させることにより、地域の中で障がいのある人を支えていく仕組みを強化します。
- 関係機関と連携し、重層的課題に対応できるようスキルアップと体制強化を支援します。
- 障がいのある人が自分らしく暮らし続けるため、適切なサービス提供に向けた人材の確保・育成に努めます。

主 な 施 策	
施策名	1. 相談窓口の周知
内 容	○困りごとがあった時、どこに相談すればよいかすぐにわかるように、担当課、社会福祉協議会、病院などとさらなる連携を図ります。また、重層的課題にどの窓口でも対応できるよう、相談支援を担う人材のスキルアップや関係機関との連携強化に向けた取り組みを支援します。
施策名	2. 地域自立支援協議会の機能強化
内 容	○地域生活を送る障がい者（児）とその家族、障がい者団体、支援していく関係団体や福祉サービス事業所、行政機関などがネットワークを構築し、地域で自立した生活を送り、安心して暮らしていくための支援など機能強化を図ります。 ○地域自立支援協議会、事業所連絡会を定例開催するほか、事業所連絡会で研修会やケース検討を行い、支援強化に努めます。

主 な 施 策	
施策名	3. 相談支援員の機能強化
内 容	○障がいのある人の地域における身近な相談支援を充実するため、相談支援員対象の研修を実施します。また、伝達講習によりすべての相談支援員に知識や技術を伝達し、様々な相談機会において、迅速かつ適切な対応が図れるよう、質の向上を図ります。 ○身体障がい者相談員や知的障がい者相談員の活動に対して必要な情報提供を行うなどの支援に努め、相談支援機能の強化を図ります。
施策名	4. 民生委員・児童委員の相談活動の充実
内 容	○町内の各地域において、障がいのある人の相談や個別援助活動を行っている民生委員・児童委員に対して、必要な情報の提供を行うなど連携を深めることでさらなる相談活動の充実に取り組みます。
施策名	5. 職員への障がいのある人への理解の啓発
内 容	○相談窓口で相談業務に応じる関係課や社会福祉協議会などの職員が、研修を通して相談者の知識と技術のさらなる向上を図り、適切な相談支援の実施をめざします。
施策名	6. 人材確保・育成の推進
内 容	○障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していくために必要となるサービスを適切に提供するために、福祉分野における人材確保や人材育成についての取組を促進します。

## ② 障がい福祉サービスなどの推進

### 今後の方向性

- 障がいのある人の地域生活を支援するため、障がい特性やニーズに応じた福祉サービス（介護保険法によるものを含む）を適切に利用できるようにするとともに、日中活動の場の確保とサービスの質の向上に努めるなど、総合的な生活支援の体制を強化します。
- 地域包括ケアシステムの構築を進め、障がいのある人が必要な支援を受けながら、住み慣れた居宅で生活し続けることができるよう、在宅での福祉サービスを充実します。

主 な 施 策	
施策名	1. 日中活動系サービスの充実
内 容	<p>○障がいのある人の地域における日中活動の場となる生活介護や就労継続支援、短期入所などの充実を図ります。</p> <p>○医療的なケアや日常介護が必要な重度の障がいがある人に対して、創作・生産活動ができる日中活動の場の確保に努めます。</p> <p>○医療的ケアを必要とする障がい児（者）及びその家族と医療機関との橋渡しを行ない、必要なサービスなど迅速に調整・手配します。</p>
施策名	2. 障がい児通所支援の充実
内 容	<p>○障がいのある子どもが身近な地域で障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、放課後等デイサービス等の事業を引き続き継続します。また、地域自立支援協議会事業所連絡会で各事業所の情報交換を行うことで、提供するサービス品質の向上を図ります。</p>
施策名	3. 地域生活支援事業の推進
内 容	<p>○地域活動支援センターのサービス量を確保するとともに、その充実を図ります。また、障がいのある人のニーズに応じて事業内容を検討し、創意工夫を図ります。</p>
施策名	4. 高齢者支援と連携した生活支援の実施
内 容	<p>○介護保険では、在宅における介護及び予防サービス提供事業所の把握と各事業所スタッフによる担当者会議を開催し、連携を図っています。</p> <p>○介護保険の地域支援事業において、生活支援体制整備事業を実施しており、地域住民が主体となる高齢者施策と連携して生活支援を推進します。</p> <p>○地域包括ケアシステムの構築を進め、障がいのある人が高齢になった後も地域で生活を継続できるよう体制整備に努めます。</p>
施策名	5. 各種サービスの利用促進による在宅生活の支援
内 容	<p>○本人や家族が障がい福祉サービスや生活福祉資金などの各種支援に関する相談を気軽にすることができ、総合的かつ調整のとれたサービス提供につながるよう、制度の利用を促進し、在宅生活を維持できるよう支援します。</p> <p>○地域活動支援センター、生活介護事業所、就労継続支援事業所などの各機関と連携しながら、必要なサービスを利用し、社会と接点をもつ機会を確保できるよう、支援を推進します。</p>



### ③ 地域の中で暮らすための支援

#### 今後の方向性

- 障がいのある人が地域において自分らしく生活を送るために、障がいの状態と生活実態を踏まえた適切な生活支援を推進します。
- 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行・定着を促進します。
- 介助や支援にあたる家族などへ支援を行い、近隣圏域と連携しながら地域で暮らすための支援を総合的に推進します。

主 な 施 策	
施策名	1. 居住系サービスの確保
内 容	○障がいのある人の地域生活を支援するため、グループホーム（共同生活援助）の招致を継続するとともに、町外の事業所と連携しながらサービスの充実を図ります。
施策名	2. 地域移行支援・地域定着支援の推進
内 容	○地域移行支援・地域定着支援などを活用し、障がいのある人が円滑に地域移行し、地域生活を継続していくための必要な支援について、引き続き取り組みます。 ○病院や事業所と連携し、福祉施設入所者や入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を支援します。
施策名	3. 地域生活支援拠点整備の近隣圏域との連携
内 容	○障がいのある人の高齢化・重度化や親の高齢化を見据え、相談・体験の場や緊急時の受け入れ対応・専門性を有した地域生活支援拠点の面的整備を町内の事業所、近隣圏域と連携して整備していきます。
施策名	4. 町や事業者間のネットワークづくりの推進
内 容	○利用者の要望を聞き取り、サービスを提供する施設などの事業者に働きかけるとともに、地域自立支援協議会、事業所連絡会を通し情報の共有を図り、ネットワークを強化します。

主 な 施 策	
施策名	5. 地域の見守り体制の確保
内 容	○民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員などとの連携を強化します。また、身体障がい者、知的障がい者相談員等への研修体制を強化するとともに、障がいのある人への理解を深めるための啓発や情報発信に努め、地域で障がいのある人もない人もつながりながら見守っていく体制の整備をめざします。

### (3) 健康づくりの推進

#### ① 障がいの早期発見・予防

##### 今後の方向性

○関係機関と連携し、障がいの早期発見や予防に取り組むとともに、こころと体の健康づくりを支える適切な保健サービスなどの提供に努めます。

主 な 施 策	
施策名	1. 障がいのある子どもへの切れ目のない支援
内 容	○障がいの早期発見のため、乳幼児健康相談や健康診査を継続して実施するとともに、早期治療、療育が受けられるように関係機関などが連携を図り、専門的な相談支援につなげます。 ○健康福祉センターや医療機関との連携を密にするとともに、保健センターと連携し、障がい児のいる家庭への訪問活動の充実に努めます。 ○医療機関、療育機関、その他の関係機関との連携を強化するとともに、親子支援教室などを相談場所として活用し、フォロー体制の充実に努めます。 ○乳幼児における障がいの早期発見の必要性を家庭に伝えるため、保健センター、園との情報共有に努めるとともに、入園前に支援方法を共有することで、円滑な園への受け入れ体制づくりを進めます。 ○幼稚園・幼児園への巡回訪問等で園との情報共有を行い、家庭への支援の充実に努めます。

## ② 健康づくり

### 今後の方向性

○障がいのある人が心身の体調を良好に保ち、地域でいきいきと生活を送ることができるように、必要かつ適切な保健・医療サービスの周知と受診勧奨及び啓発活動を推進します。

主 な 施 策	
施策名	1. 健康づくり施策の充実
内 容	○保健センターを拠点として、健康相談や家庭訪問活動を充実します。 ○必要な人が健康相談や家庭訪問を受けられるように、他課や他機関と情報の共有に努め、連携しながら取り組みます。
施策名	2. 各種健（検）診の充実
内 容	○妊婦、乳幼児に対する健康診査などを推進し、異常の早期発見、早期治療・療育・訓練へと支援が適切につながっていくよう努めます。 ○生活習慣病を予防するための健診やがん検診をはじめとする各種健（検）診の受診勧奨と啓発活動を実施し、実施後の保健指導も併せて取り組みます。
施策名	3. こころの健康づくりの推進
内 容	○健診会場において心理相談員による「こころの健康相談」を行うなど、関係機関や専門機関などと連携して、こころの健康づくりの重要性の啓発に取り組みます。また、健診対象者だけでなく、必要な人が相談を受けることができるよう周知活動を強化します。 ○「こころの健康相談」が気軽に利用できる場として、町民に認識されるよう広報に取り組むとともに、継続した相談の必要性のある人へのフォロー体制を充実させます。
施策名	4. 医療機関との連携
内 容	○専門的な医療を必要とする人に適切に対応するため、相談体制の整備や専門医の把握などに努めるとともに、医療機関や健康福祉センター・訪問看護ステーション、相談支援事業所などとの連携を強化します。 ○自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）制度の周知と適切なリハビリテーションを受けることができるよう、情報提供に努めます。

## 2 地域共生社会の実現に向けた自立生活支援

### 基本目標の進捗状況を測る指標

働いていない人の中で、働きたいが働けない人の割合	平成 29 年	令和 4 年
身体障害者手帳所持者	15.0%	12.3%
療育手帳所持者	36.4%	33.3%
精神障害者保健福祉手帳所持者	44.1%	28.9%

※計画策定のためのアンケート調査結果より

### (1) ライフステージに応じた育成支援

#### ① 育ち支援・療育体制

#### 今後の方向性

○障がいのある児童が身近な地域で専門的な療育や一人ひとりの状況やライフステージに応じた支援が受けられるよう、福祉・子育て・保健・教育などの各分野が連携した総合的な支援に取り組みます。

#### 主 な 施 策

施策名	1. 乳幼児期から就労まで一貫した支援体制の整備
内 容	○教育・医療・保健・福祉・就労などの関係機関の連携により、ネットワークを形成して、一人ひとりにあったフォローを行います。ひきこもり支援、不登校支援など複雑化する状況と障がい特性に配慮し、ライフステージに応じた支援体制の整備を図ります。

主 な 施 策	
施策名	2. 障がい児保育の充実
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後等デイサービスなど、日中の支援が必要な児童を対象としたサービスの充実とサービス量の確保に努めます。</li> <li>○幼稚園・幼児園で受け入れた障がいのある園児に対して、適切な保育や指導が行えるよう、関係機関との連携を強化します。また、保育カウンセラーからの支援を受け、発達障がいの早期発見や支援方法などの研修を充実させ、園児の成長や就学時の育ちにつなげます。</li> <li>○保健センター・子育て支援センター、園の連携を強化し、身近な場所で発達の相談や子育ての相談ができるよう子育て相談会を充実させます。</li> <li>○障がいのある子どもの保護者が抱える日常的・将来的な不安や悩みに対応するため、必要な情報や支援を受けられる相談支援体制の充実を図ります。</li> <li>○不登校児支援体制の構築を図ります。</li> </ul>

## ② 学び・学校生活

### 今後の方向性

- 学校、関係機関との連携を一層強化し、障がいのある子どもとない子どもがともに学習できる環境の整備を推進します。
- 障がいのある子どもの自立や社会参画に向けた自主的な取り組みをするという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するため、適切な指導及び必要な支援に努めます。
- 障がいのある子どもに関する相談が増加傾向にあり、必要な人が必要な支援を受けられるよう相談体制の充実を図ります。

主 な 施 策	
施策名	1. 障がいのある子どもに対する教育の充実
内 容	<p>○障がいのある子どもに対する就学支援として、教育委員会を中心に担当課、幼稚園・幼児園などが連携を図ります。また、保健師や相談支援専門員が園や学校に入ること、現場の負担を軽減しながら就学指導委員会や個人面談、個人相談を通じて、きめ細かく対応できるよう取り組みます。</p> <p>○障がいのある子どもが一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育を受けられるよう、保護者の情報提供に努め、より適切な就学指導や就学相談を推進します。</p>
施策名	2. 教育相談の充実
内 容	<p>○保護者の教育上の悩みや不安を解消し、障がいのある子ども一人ひとりに適切な教育の場が提供できるよう、教育委員会・学校・家庭・福祉等の関係機関が連携し、相談体制の充実を図ります。</p> <p>○親子ふれあい教室、子育て講演会、あそびのひろばなどの育児に関する交流会や勉強会を設けることで、相談や指導、交流のできる機会の充実を図ります。</p> <p>○子育て支援センターや園に来られない人への支援方法について検討します。</p>
施策名	3. 特別支援教育の推進
内 容	<p>○身体障がいや知的障がい、学習障がいなどの発達障がいにより、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりに応じた教育内容の充実に努めます。</p> <p>○特別支援教育の免許を持つ教諭の継続的な確保に加えて、学校教員の資質向上を図るため、特別支援教育に関する研究・研修、他校との交流会などを実施します。教員の専門性を高めるとともに、学習指導の充実と向上を図ります。</p>
施策名	4. 学校生活におけるバリアフリーの推進
内 容	<p>○障がい特性に応じた学校施設のバリアフリー化に努めます。</p> <p>○障がいの有無に関わらずともに学習の機会をもつことで、児童生徒同士の理解と交流を促進します。</p>

### ③ 福祉教育の推進

#### 今後の方向性

○各学校・家庭・地域などにおいて、障がいのある人の人権や福祉について学ぶことができる機会を増やすとともに、「礼の心」を重んじた道徳教育を推進します。障がいの有無に関わらずともに育つことができる場の設置、充実を図っていきます。

主 な 施 策	
施策名	1. 学校における福祉教育の推進
内 容	○学校における人権学習・福祉教育の充実を図り、一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現をめざします。 ○障がいの有無に関わらず、様々な児童・生徒がふれあい、ともに活動する機会を設けていきます。 ○教育活動全体を通して、「礼の心」を重んじた道徳教育の推進を継続します。
施策名	2. 教科を通じた交流・共同学習の充実
内 容	○小中学校において福祉教育や福祉体験、職場体験学習を推進する中で、地域にある福祉施設などと連携しながら、児童・生徒がともに活動する機会を設け、障がいの理解を深めるための学習を進めていきます。
施策名	3. 生涯学習を通じた人権教育と社会参加の推進
内 容	○障がいのある人を含めたすべての住民の人権に対する正しい理解と認識を深めます。また、社会参加支援につながる多様な学習の機会の充実を図るとともに、周知方法の検討を行います。

## (2) 雇用・就労の促進

### ① 雇用・就労の促進

#### 今後の方向性

- 障がいのある人が主体的に豊かな生活を送るための環境づくりを進めるため、関係機関と連携しながら雇用・就労の支援強化を図ります。
- 町内の企業に対して、障がいのある人の雇用の啓発に努めるとともに、関係機関が連携して、障がいのある人の雇用の拡大に努めます。

主 な 施 策	
施策名	1. 民間企業への啓発・雇用の推進
内 容	○障がいのある人の雇用拡大と働きやすい環境整備を図るため、ハローワークや商工会など関係機関・団体との連携を推進し、合理的配慮について普及・啓発に努めます。
施策名	2. 各種支援制度の周知
内 容	○企業や事業主に対して、ジョブコーチ制度をはじめとする各種就労支援制度の周知・活用を行い、雇用を促進します。 ○関係機関との連携を強化するとともに、相談支援事業所と情報を共有し、就労支援制度についての周知を行います。
施策名	3. 施設・作業所への支援
内 容	○福祉的就労施設の製品のPR及び生産支援、役場内における委託可能作業の掘り起こしを行うなど、安定した就労環境整備へ向けた支援に努めます。 ○「障害者優先調達推進法」に基づき、福祉的就労施設からの物品・サービスの優先的な購入に努めます。 ○庁内でセルフフェアを定期的開催するとともに、福祉的就労施設からの物品・サービスの優先的な購入を推進します。
施策名	4. 医療機関との連携
内 容	○医療ソーシャルワーカーをはじめ、医療機関との連携を深め、安定的な就労に向けた支援体制の強化に努めます。



## ② 多様な就労を支援する取り組み

### 今後の方向性

- 障がいのある人の意思や能力に応じた仕事を選択できるよう、地域自立支援協議会を中心に、福祉サービス事業所、商工会などと連携しながら、多様な支援を推進します。
- 就労に必要な知識・能力の習得を図るため職業訓練を推進するとともに、職場への定着を支援し、一人ひとりの障がい特性に応じた就労支援によって就労環境の充実を図ります。

主 な 施 策	
施策名	1. 就労移行支援事業の推進
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関と連携して、一般企業への就職を希望する人に対して、就労に必要な知識及び能力の提供などを行う就労移行支援の利用者増を図ります。</li> <li>○事業所、相談員と連携を強化し、一般就労などへのスムーズな移行と就労定着の支援を継続します。</li> </ul>
施策名	2. 福祉的就労の推進
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般企業での就労が困難な人に対して、働く場を提供し、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業所の支援に努め、障がいのある人の就労拡大を図ります。</li> <li>○障がい特性に合った作業内容や就労時間等、適切な支援を受け、長く勤めることができるよう就労環境の整備を支援します。</li> </ul>
施策名	3. 就労相談・就労支援のネットワークづくり
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域自立支援協議会を中心に関係機関との連携を深め、課題やケースワークの共有に努め、障がいのある人への就労支援体制を強化します。</li> </ul>

### (3) 社会活動への参加の促進

#### ① 生涯学習、レクリエーション、芸術活動、まちづくり活動の推進

##### 今後の方向性

○共生社会の実現に向けて、障がいのある人がスポーツや文化・芸術活動への参加を通じて生きがいを得るとともに、町民との交流を図ります。

主 な 施 策	
施策名	1. スポーツ活動の振興
内 容	○障がい者スポーツイベントや大会などの開催または参加を支援し、年齢や障がい特性に関わらず、障がいのある人が充実感や生きがいを感じながら、交流を図る機会の提供に努めます。 ○障がいのある人への周知方法を検討し、できるだけ多くの人に参加できるように努めます。
施策名	2. 文化・芸術活動への支援
内 容	○障がいのある人の文化・芸術活動の振興に向けて、講座開講や作品出展に関する情報提供に努め、活動機会や発表の場の充実に努めます。
施策名	3. 各種イベントなどへの参加促進
内 容	○町の各種イベントや地域の行事、ボランティア活動などへの障がいのある人の参加や、障がいのある人と障がいのない人がともに活動できる機会を促進するための環境づくりに努めます。 ○地域の自主サークルと障がい者団体との連携を強化し、自宅で引きこもりがちな障がいのある人の参加促進に努めます。

## ② 参加しやすくするための環境整備

### 今後の方向性

- 若年層の参加を促進するとともに、障がいのある人による自主的な活動を支援し、障がい者団体の活動の促進を図ります。
- 障がいのある人が気軽にイベントや生涯学習活動に参加できる環境づくりに努め、障がいのある人の余暇活動の充実を図ります。

主 な 施 策	
施策名	1. ボランティア活動の促進
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町のボランティアセンターを中心に、障がいのある人が気軽にイベントに参加できるよう、ボランティア団体やボランティアを希望する人へ情報発信、啓発に努めるほか、団体同士や行政機関、関連機関とのネットワーク形成に努めます。</li> <li>○「ボランティアフェア in えいへいじ」などのイベントを通じて、学生など若い世代の参加促進に努めます。</li> </ul>
施策名	2. 当事者団体などの活動への支援
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○悩みを抱えた家族や介護者がお互いの悩みを自由に話し合える場の提供などの支援を図るとともに、当事者団体を支援する体制整備に努めます。</li> </ul>
施策名	3. 地域自治活動の充実
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいの有無に関わらず住みよい地域となるよう、地域自治活動における障がい福祉の充実をめざします。</li> <li>○地域の中で見守り、助け合いが必要な人に対して、地域住民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などによる小地域ネットワークの形成による支援の強化を図ります。</li> <li>○障がい者団体の育成を図るため、効率的な団体運営について助言するとともに運営を支援します。</li> </ul>

### 3 暮らしやすい生活環境の整備

#### 基本目標の進捗状況を測る指標

災害発生時の避難所の場所を知っている割合	平成 29 年	令和 4 年
身体障害者手帳所持者	61.4%	73.4%
療育手帳所持者	32.5%	52.2%
精神障害者保健福祉手帳所持者	56.6%	64.7%

※計画策定のためのアンケート調査結果より

#### (1) 安心して暮らせる社会の実現

##### ① 快適な生活環境づくり

#### 今後の方向性

- 障がいのある人もない人もすべての人が安全かつ快適に社会生活を営むことができる環境づくりを促進します。
- 公共施設だけでなく、民間施設や住宅のバリアフリー化を支援し、「バリアフリー新法」など、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの視点による福祉のまちづくりの実現に努めます。

主 な 施 策	
施策名	1. 公共施設のバリアフリー化の促進
内 容	○既存の公共施設について、利用者のニーズを把握しながらバリアフリー化を進めます。 ○公共施設の新設の際には、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえるとともに、バリアフリー新法などに基づき、計画の段階から、誰もが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。
施策名	2. 住宅改修への支援
内 容	○住宅改造費助成事業やバリアフリー化に関する情報を周知し、住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、住環境の改善を図る支援を実施します。

主 な 施 策	
施策名	3. 民間施設へのバリアフリーの啓発
内 容	○障がいのある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、バリアフリーの必要性和福井県合理的配慮推進事業等の周知を強化します。引き続き事業者などへの理解促進と施設の整備、改善を要請していきます。
施策名	4. 道路など、交通環境の整備
内 容	○歩道の段差・傾斜・勾配の改善及び視聴覚障がい者誘導用ブロックの設置、街路樹の適正配置を実施し、引き続き必要な人が利用できるように整備していきます。 ○障がいのある人が利用している車が駐車できるように、障がい者専用駐車スペース確保のための啓発活動を行います。

## ② 防災・防犯対策の推進

### 今後の方向性

○災害などの緊急時に適切な支援を行うなど、安全を確保するための防災対策を推進します。
○災害などの緊急事態発生時に適切な情報提供と救援が行えるよう体制と福祉避難所の整備に努めます。
○障がいのある人が犯罪や悪質商法の被害に遭わない環境づくりを推進します。

主 な 施 策	
施策名	1. 緊急時避難行動支援体制の整備
内 容	○避難行動要支援者登録制度に基づき、自治会や自主防災組織と連携し、災害時の避難誘導や安否確認などを円滑に実施するため、避難行動要支援者未登録者の解消や個別避難計画作成、避難行動要支援者確保等の支援を図ります。 ○避難困難者に対して、適切な情報提供や必要な支援が迅速に行われるよう、行政・住民・民間団体など関係機関の連携体制を強化します。

主 な 施 策	
施策名	2. 避難所の整備
内 容	<p>○避難所を設置するにあたっては、バリアフリーに配慮するとともに、避難所などにおいて、障がいのある人が必要な物資を含め、障がいの特性に応じた支援が受けられるよう、必要な体制整備を推進します。</p> <p>○指定されている福祉避難所について、幼稚園のトイレ改修や段差解消整備などを進めます。</p> <p>○障がいのある人が安全・安心に避難所生活を送れるよう、福祉避難所運営マニュアルを整備して共有するとともに、福祉避難所開設時の役場運営職員や看護師等専門員の確保を図ります。</p>
施策名	3. 地域支え合い互近助づくり事業の推進
内 容	<p>○地区防災訓練、水防訓練などにおいて、関係機関と連携しながら障がいのある人を含めたより実践的な訓練を推進し、障がいのある人となない人の相互理解や啓発の促進を図ります。</p> <p>○地域避難支援者の確保を図り、地域に関わるすべての住民が、協力し、互いに助け合い、支え合う住民同士のつながりを活かすことで、災害時に援護が必要な方の安全確保を強化します。</p>
施策名	4. 地域防犯体制の確立
内 容	<p>○障がいのある人もない人もともに安心して暮らせるよう、自治会や警察と連携し、地域単位による防犯活動への支援と地域における防犯体制の強化を図ります。</p> <p>○防犯カメラの設置を推進し、犯罪の未然防止に努めます。</p>
施策名	5. 消費者保護対策の推進
内 容	<p>○広報媒体を利用して消費者相談に関する情報提供を充実し、障がいのある人が犯罪に巻き込まれない環境づくりを推進します。</p> <p>○関係機関と連携を取りながら、消費者被害やトラブルに遭った人の相談や苦情受付を実施するとともに、消費者保護対策を推進します。</p>

## 第6章 障がい福祉計画

### 1 令和8年度末までの目標値の設定

本計画では、障がいのある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、令和8年度を最終目標年度として以下の通り設定します。

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針	○地域生活に移行する人数 令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行する。
	○施設入所者数の削減 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

#### ■成果目標

項目	数値	考え方
【実績】施設入所者数	30人	令和4年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活に移行する人数	2人	令和8年度末までの、地域生活移行者数の目標値
【目標】施設入所者数の削減	2人	令和8年度末までに、削減する施設入所者数の目標値

#### ■今後の方針と見込量確保のための方針

施設に入所している障がいのある人のうち、今後、地域移行支援等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数及び施設入所者の削減人数に関する目標値を定めます。

施設入所者の地域生活移行者数については、第6期障がい福祉計画期間中の実績を踏まえ、目標値を2人と設定します。

施設入所者数の削減については、第6期障がい福祉計画期間中の施設入所者数の推移を踏まえ、目標値を2人と設定します。

## (2) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針	<p>○地域生活支援拠点等の整備 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>○強度行動障がいのある人への支援体制の整備 令和8年度末までに、強度行動障がいを有する者に関して、各市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
------	--

### ■成果目標

項目	数値	考え方
【実績】地域生活支援拠点等の整備	未整備	令和4年度末時点の地域生活支援拠点等の整備
【目標】地域生活支援拠点等の設置数	3か所	コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築
【目標】コーディネーターの配置人数	1人	
【目標】検証・検討回数	1回	
【目標】強度行動障がいのある人への支援体制の整備	有	強度行動障がいを有する者に関する支援ニーズの把握、支援体制の整備（市町村または圏域）の有無

### ■今後の方針と見込量確保のための方針

地域生活支援拠点等の整備については、令和5年度に整備を完了しており、引き続き効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の整備の充実に努めます。



### (3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般就労への移行者数 令和8年度中に福祉施設から一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とする。             <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 就労移行支援事業：令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。</li> <li>2. 就労継続支援A型事業：令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とする。</li> <li>3. 就労継続支援B型事業：令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。</li> </ul> </li> <li>○就労移行支援事業利用終了者に占める事業所数 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。</li> <li>○就労定着支援事業利用者 令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。</li> <li>○就労定着支援事業の就労定着率 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。</li> </ul>
------	--

#### ■成果目標

項目	数値	考え方
【実績】一般就労への移行者数	2人	令和3年度末の一般就労への移行者数
【実績】1. 就労移行支援事業	0人	就労移行支援事業における、令和3年度末の一般就労への移行者数
【実績】2. 就労継続支援A型事業	1人	就労継続支援A型事業における、令和3年度末の一般就労への移行者数
【実績】3. 就労継続支援B型事業	1人	就労継続支援B型事業における、令和3年度末の一般就労への移行者数
【目標】一般就労への移行者数	4人	令和8年度末の一般就労への移行者数
【目標】1. 就労移行支援事業	1人	就労移行支援事業における、令和8年度末の一般就労への移行者数
【目標】2. 就労継続支援A型事業	2人	就労継続支援A型事業における、令和8年度末の一般就労への移行者数
【目標】3. 就労継続支援B型事業	1人	就労継続支援B型事業における、令和8年度末の一般就労への移行者数
【目標】就労移行支援事業利用終了者に占める事業所の割合	50%	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合
【目標】就労定着支援事業利用者数	2人	令和8年度末における就労定着支援事業の利用者数
【目標】就労定着支援事業所数の割合	—	令和8年度末において、就労定着率が2割5分以上の就労定着支援事業所数の割合 ※町内に就労定着支援事業所がないため未設定

## ■今後の方針と見込量確保のための方針

令和3年度末の一般就労への移行者は2人であったことから、実績の1.28倍以上を目標とするため、令和8年度末までの目標値を4人とします。

目標の達成に向けて、事業所の確保やハローワーク等との連携を図り、雇用側である企業に対する障がい者雇用の理解を求め、普及啓発活動に努めます。

### (4) 相談支援体制の充実・強化等について

国の指針	<ul style="list-style-type: none"><li>○基幹相談支援センターの設置 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。</li><li>○個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。</li></ul>
------	---

## ■今後の方針と見込量確保のための方針

地域共生社会の実現に向けて近隣市町と連携し、地域の実情を踏まえながら、基幹相談支援センターの設置に向けた取組を進めます。また、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を進め、取組を行うために必要な協議会の体制の確保を行います。

### (5) 障がい福祉サービス等の質の向上について

国の指針	<ul style="list-style-type: none"><li>○障がい福祉サービス等の質の向上 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。</li></ul>
------	--

## ■今後の方針と見込量確保のための方針

障がい福祉サービス等に係る研修等を活用することにより、障がい福祉サービス等の質を向上に向けた取り組み体制を構築します。

## 2 障がい福祉サービスに関する活動指標

### (1) 訪問系サービス

#### ■内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい・精神障がいにより常に介護を必要とする人に対し、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に対し居宅介護等、複数のサービスを包括的に行います。

#### ■見込量

サービス名	単位	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅介護	時間/月	450	450	460	470
	人/月	30	30	31	32
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	100
	人/月	0	0	0	1
行動援護	時間/月	3	3	3	6
	人/月	1	1	1	2
同行援護	時間/月	25	30	40	50
	人/月	2	2	2	3
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	100
	人/月	0	0	0	1

## ■確保のための方策

介護者の高齢化、施設から地域生活への移行、精神障がいのある人の増加等を踏まえて、必要量の確保に努めます。

個別の相談支援を通じて、必要なサービス量を把握し、事業所との連携を進めながらサービスを提供するとともに、個々の障がいのある人に対応できる事業所に対して、障がい福祉サービスの充実を促進します。

また、町内に事業所がないサービスについては、近隣の市町と連携し、町外事業所の利用を含めて、提供体制の確保に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

### ■内容

サービス名	内容
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設等で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に対し、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活機能向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	一定の支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人に対し、夜間の生活の場所を提供し、家事等の日常生活能力を向上させる支援や生活相談等の支援を行います。
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適性に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、就労を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるようにするための事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
就労継続支援 （A型＝雇用型・B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に対し、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

## ■見込量

サービス名	単位	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
短期入所 (福祉型)	人日/月	28	28	35	42
	人/月	7	7	8	9
短期入所 (医療型)	人日/月	0	7	7	14
	人/月	0	1	1	2
生活介護	人日/月	1,300	1,300	1,320	1,340
	人/月	65	65	66	67
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0	20
	人/月	0	0	0	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	55	55	60	60
	人/月	3	3	4	4
宿泊型 自立訓練	人日/月	30	30	30	60
	人/月	1	1	1	2
就労選択支援	人/月	—	—	4	5
就労移行支援	人日/月	55	55	55	65
	人/月	3	3	3	4
就労定着支援	人/月	1	1	1	2
就労継続支援 A型	人日/月	620	650	670	690
	人/月	32	33	34	35
就労継続支援 B型	人日/月	1,152	1,170	1,190	1,210
	人/月	65	66	67	68
療養介護	人/月	4	4	4	5

## ■確保のための方策

日中の活動、就労系サービスの利用希望に対応するため、将来も含めて必要な見込量の確保に向け、町外事業所の利用も含めて、サービス提供体制の確保を図ります。

### (3) 居住系サービス

#### ■内容

サービス名	内容
自立生活援助	円滑な地域生活に向けて、共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援を利用していた人を対象とした定期的な巡回訪問や随時の対応による相談・助言等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

#### ■見込量

サービス名	単位	令和5年度 （見込み）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
自立生活援助	人/月	0	0	0	1
共同生活援助	人/月	28	29	30	31
施設入所支援	人/月	29	29	29	28

#### ■確保のための方策

地域生活への移行をめざす上で、共同生活援助の必要性は高く、また、伸びも考えられるため、今後利用が増加するものと見込んでいます。

自立生活援助についても、地域生活への移行を含めて、利用者を見込んでいます。

施設入所支援は、成果目標の達成に向け利用者数を横ばいと見込んでいますが、グループホームを利用することが困難な障がいのある人の暮らしの場として重要な役割をもちます。施設入所を必要とする障がいのある人が安心して利用できるよう、地域移行も促進しながら、関係機関と連携し取り組みます。

## (4) 相談支援

### ■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に対し、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

### ■見込量

サービス名	単位	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
計画相談支援	人/月	58	63	69	75
地域移行支援	人/月	0	1	1	2
地域定着支援	人/月	0	1	1	2

### ■確保のための方策

計画相談支援については、障がい福祉サービスを利用するすべての人にサービス等利用計画の作成が必要とされており、引き続き計画的な導入に努めます。

地域移行支援と地域定着支援については第6期計画期間中の利用実績を踏まえ、第7期における成果目標の達成を考慮し、見込み量を算出しています。

相談支援事業所の確保、相談支援専門員の質の向上に努めます。また、事業所間の情報共有を図るとともに、県内の自治体と連携を推進することで、サービスの提供体制の強化に努めます。

## (5) その他の活動指標

### ① 発達障がい者等に対する支援

#### ■内容

サービス名	内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等への受講者数の見込みを定めます。
ペアレントメンターの人数	ペアレントメンター養成研修等の修了人数の見込みを定めます。
ピアサポートの活動への参加人数	発達障がいのある人によるピアサポート活動に参加した人数の見込みを定めます。

#### ■見込量

サービス名	単位	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	人/年	6	7	7	7
ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	0	0	0	1

#### ■確保のための方策

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポートの活動への参加人数については、必要なニーズを把握し、必要に応じて対応できる体制を整えます。



## ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催

### ■内容

サービス名	内容
協議の場の開催回数	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の年間の開催回数の見込みを定めます。
関係者ごとの参加者数	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを定めます。
協議の場における目標設定	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを定めます。

### ■見込量

サービス名	単位	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
協議の場の開催回数	回/年	4	4	4	4
関係者ごとの参加者数	人/年	48	48	48	48
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	2	2	2	2

### ■確保のための方策

協議の場に関しては、圏域での協議会及び地域自立支援協議会を協議の場とし、開催を予定しています。関係者ごとの参加者数については令和5年度に48人を予定しており、状況に応じて対応できる体制を整えます。圏域での協議の場において目標設定及び評価を実施し、適切な運用を図ります。

・精神障がい者の地域移行に向けたサービス提供

■見込量

サービス名	単位	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域移行支援	人/月	0	1	1	2
うち精神障がい者の地域移行支援	人/月	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	1	1	2
うち精神障がい者の地域定着支援	人/月	0	1	1	1
共同生活援助	人/月	29	30	31	32
うち精神障がい者の共同生活援助	人/月	6	7	7	8
自立生活援助	人/月	0	0	1	2
うち精神障がい者の自立生活援助	人/月	0	0	0	1
自立生活援助 (生活訓練)	人/月	3	3	4	5
うち精神障がい者の自立生活援助	人/月	3	3	3	4

■確保のための方策

精神障がい者の地域移行に向けたサービスに提供については利用ニーズの状況に合わせて、必要量の確保に努めます。

### ③ 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

#### ■内容

サービス名	内容
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無を定めます。
訪問等による専門的な指導・助言件数	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数を見込みます。
相談支援事業者の人材育成の支援件数	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の件数を見込みます。
相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	地域の相談支援機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込みます。

#### ■見込量

サービス名	単位	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施の有無	有	有	有	有
訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	4	4	4	4
相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	5	5	6	6
相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回/年	4	5	6	6

#### ■確保のための方策

相談支援を直営で実施しています。指定特定相談支援事業所と連携しており、専門的な指導・助言、人材育成、連携強化については取り組み体制の充実を図ります。

#### ④ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

##### ■内容

サービス名	内容
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用（研修の参加人数）	都道府県や市町村（委託事業含む）が実施する研修への参加人数の見込みを定めます。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（共有回数）	障害者自立支援審査支払等システムの審査結果について分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有する機会の実施回数を見込みを定めます。

##### ■見込量

サービス名	単位	令和5年度 （見込み）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 （研修の参加人数）	人/年	2	2	2	2
障害者自立支援審査 支払等システムによる 審査結果の共有 （共有回数）	回/年	1	1	1	1

##### ■確保のための方策

障がい福祉サービス等に係る各種研修を活用した行政職員の知識や意識の向上については、障がい福祉サービス等の提供体制に合わせて対応できる体制の整備を図ります。障害者自立支援審査支払等システムの審査結果については、共有できる体制の構築を検討します。

### 3 地域生活支援事業

#### (1) 必須事業

##### ① 理解促進研修・啓発事業

###### ■内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

###### ■見込量

サービス名	単位	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

###### ■確保のための方策

障がいのある人への正しい理解を促進するとともに、日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去をめざし、当事者団体やボランティア団体等に働きかけ、引き続き交流活動・啓発活動の促進に努めます。

##### ② 自発的活動支援事業

###### ■内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

###### ■見込量

サービス名	単位	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

###### ■確保のための方策

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができる共生社会の実現をめざし、町内の障がいのある人やその家族、地域の方による自発的な活動を継続して支援するとともに、活動内容の情報提供や周知に努めます。

### ③ 相談支援事業

#### ■内容

サービス名	内容
障がい者相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や地域相談支援の中核的な役割を担います。
住宅入居等支援事業	一般賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に対し、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して、関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

#### ■見込量

サービス名	単位	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障がい者相談支援事業	か所	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	検討	検討	検討
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	検討	検討	検討
住宅入居等支援事業	か所	無	検討	検討	検討

#### ■確保のための方策

障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、継続して障害者相談支援事業を実施します。

基幹相談支援センターについても、引き続き立ち上げに向けて検討を進めるとともに、地域生活への移行・定着に向けた取り組みを充実させます。

地域生活への移行・定着の促進を図り、住宅入居等支援事業の実施の有無を検討します。

#### ④ 成年後見制度利用支援事業

##### ■内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分ではない障がいのある人に対し、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて、または一部について補助を行います。

##### ■見込量

サービス名	単位	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度 利用支援事業	実施の 有無	有	有	有	有

##### ■確保のための方策

高齢者施策における成年後見制度の利用支援と連携し、成年後見制度の利用が必要な障がいのある人に対し、引き続き必要な支援を実施します。

#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

##### ■内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

##### ■見込量

サービス名	単位	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の 有無	無	無	無	有

##### ■確保のための方策

障がいのある人の権利擁護を図ることを目的に、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができるよう、法人を確保できる体制の整備を検討します。

## ⑥ 意思疎通支援事業

### ■内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚・音声機能・言語機能に障がいのある人のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者を設置し、意思伝達の仲介、手話通訳者、要約筆記者の派遣調整、関係機関との連絡調整等を行います。
重度障がい児者等入院時コミュニケーション支援事業	重度の障がいのため、意思疎通に支援が必要な人が入院した場合に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、入院時のコミュニケーションを支援します。

### ■見込量

サービス名	単位	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話通訳者派遣事業	件/年	30	30	30	35
要約筆記者派遣事業	件/年	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0	1
重度障がい児者等入院時コミュニケーション支援事業	人/年	0	0	0	1

### ■確保のための方策

手話通訳者派遣事業については、過去の実績を踏まえ、一定の利用ニーズが見込まれるため、今後も必要量の確保に努めます。要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業、重度障がい児者等入院時コミュニケーション支援事業については、広域的な事業実施と利用者のニーズに応じた派遣がおこなえるよう、派遣体制の構築を検討します。



## ⑦ 日常生活用具給付等事業

### ■内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体重計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

### ■見込量

サービス名	単位	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護・訓練支援用具	件/年	2	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	件/年	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3	3	3
排泄管理支援用具	件/年	570	576	582	588
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	2	2	2	2

### ■確保のための方策

当事業の周知に努め、障がいのある人の在宅生活を支援するため、一人ひとりが必要とする日常生活用具の給付を継続して実施します。

## ⑧ 移動支援事業

### ■内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行います。

### ■見込量

サービス名	単位	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
移動支援事業	時間/年	290	300	310	320

### ■確保のための方策

地域における自立した生活や社会参加の促進のため、屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要な外出や余暇活動等、社会参加のための外出の支援を継続して実施します。

今後も必要なサービスの提供量の確保に努め、多様なニーズに応じることのできるサービス体系の整備を進めます。

## ⑨ 手話奉仕員養成研修事業

### ■内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

### ■見込量

サービス名	単位	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	0	1

### ■確保のための方策

手話奉仕員養成のための講座の開催に向けて検討します。

## ⑩ 地域活動支援センター事業

### ■内容

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

### ■見込量

サービス名	単位	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域活動支援センター事業	人/年	35	36	38	40

### ■確保のための方策

地域活動支援センターでは、障がいの特性に応じ、創作的活動または生産活動の機会提供のほか、社会との交流促進等、支援が様々な形で行われており、障がいのある人の身近な社会参加の場として重要です。そのため、関係機関と連携し利用を促進するとともに、体制整備に努めます。

## (2) 任意事業

### ① 自動車操作訓練事業・自動車改造助成事業

#### ■内容

サービス名	内容
自動車操作訓練事業	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造助成事業	自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

#### ■見込量

サービス名	単位	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自動車操作訓練事業・自動車改造費助成	件/年	2	2	2	2

#### ■確保のための方策

障がいのある人の社会参加を支援するため、事業の周知啓発に努め、免許の取得や自動車の改造の助成を行います。

### ② 訪問入浴サービス事業

#### ■内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

#### ■見込量

サービス名	単位	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問入浴サービス事業	人/年	3	3	3	3

#### ■確保のための方策

自宅浴槽での入浴が困難な障がいのある人を対象に、在宅生活支援や家族等の負担軽減のため、引き続き事業を実施します。

### ③ 日中一時支援事業

#### ■内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	活動場所が必要な障がいのある人等に活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

#### ■見込量

サービス名	単位	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日中一時支援 事業	か所	5	5	5	6
	人/年	10	11	12	13

#### ■確保のための方策

日中における活動の場を確保し、家族の就労支援、介護者の一時的休息を目的とし、相談支援等を通じ、障がいのある人の自立に向けた支援の充実に努めます。

# 第7章 障がい児福祉計画

## 1 令和8年度末までの目標値の設定

本計画では、障がいのある児童の地域支援体制の構築に向け、施設や体制の整備について、令和5年度を最終目標年度として以下の通り設定します。

### (1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童発達支援センターの設置 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置する。</li> <li>○障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</li> <li>○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保する。</li> </ul>
------	---

### ■成果目標

項目	数値	考え方
【目標】児童発達支援センターの設置数	1か所	令和8年度末までの、児童発達支援センター設置数の目標値
【目標】障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	有	令和8年度末までの、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築の有無
【目標】主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	令和5年度末までの、主に重症心身障がい児を支援する事業所の設置数の目標値

## ■今後の方針と見込量確保のための方針

児童発達支援センターについては、児童発達支援を行う事業所のうち、児童発達支援に加え、保育所等訪問支援等の地域支援を行う障がい児支援の中核的な施設であり、本町では今後も1か所整備することを目標とし、利用しやすい体制整備に取り組めます。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児・者支援の協議の場の設置については、現在の体制を継続し、サービスの充実を図ります。

## 2 障がい児福祉サービスに関する活動指標

### (1) 障がい児通所支援の提供体制の整備等

#### ■内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児福祉サービスを利用する児童に対し、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児者に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がい児者（医療的ケア児者）が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉、就労等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。



## ■見込量

サービス名	単位	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援	人日/月	30	33	35	38
	人/月	11	12	13	14
放課後等 デイサービス	人日/月	430	450	480	500
	人/月	55	57	60	65
保育所等 訪問支援	人日/月	8	10	12	14
	人/月	5	6	7	8
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	0	2
	人/月	0	0	0	1
障がい児相談 支援	人/月	27	29	33	35
医療的ケア児者に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	配置数	1	1	1	1

## ■今後の方針と見込量確保のための方針

障がいのある児童が必要な支援を地域で受けることができるよう、相談支援専門員の質の向上に努めるとともに、関係機関と支援に関する情報の共有を推進することで、適切なサービスの提供に努めます。

また、ライフステージに応じた切れ目のない支援に努め、障がいのある児童だけでなく、家族も含めた支援を実施します。

---

# 資料編

---

## 1 永平寺町障害者基本計画等策定委員会設置要綱

---

### (設置の目的)

第1条 永平寺町における障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため永平寺町障害者基本計画等（以下「計画」という。）の策定に関して有識者等の意見を聴取するため、永平寺町障害者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる各号の事項を検討する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) その他計画案の策定に関して必要なこと。

### (組織)

第3条 委員会は、委員 13 名以内をもって組織する。

### (委員の委嘱)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療機関
- (3) 学校関係
- (4) 保健関係団体
- (5) 保険審議団体
- (6) 福祉関係団体
- (7) 町民代表
- (8) 町議会
- (9) 行政機関
- (10) その他町長が必要と認めた者

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から計画を策定し、町長に報告が完了した日までとする。

2 委員が任期中、代表者等変更がなされた場合は、後継者が引き継ぐものとする。

### (委員長及び副委員長の選出)

第6条 策定委員会に、委員長・副委員長をおく。

2 委員長・副委員長は、策定委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総括し策定委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、会議の議長となり議事を整理する。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(成果等の報告)

第9条 委員長は、委員会の任務が完了したときは、その成果を速やかに永平寺町長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、永平寺町福祉保健課において処理するものとする。

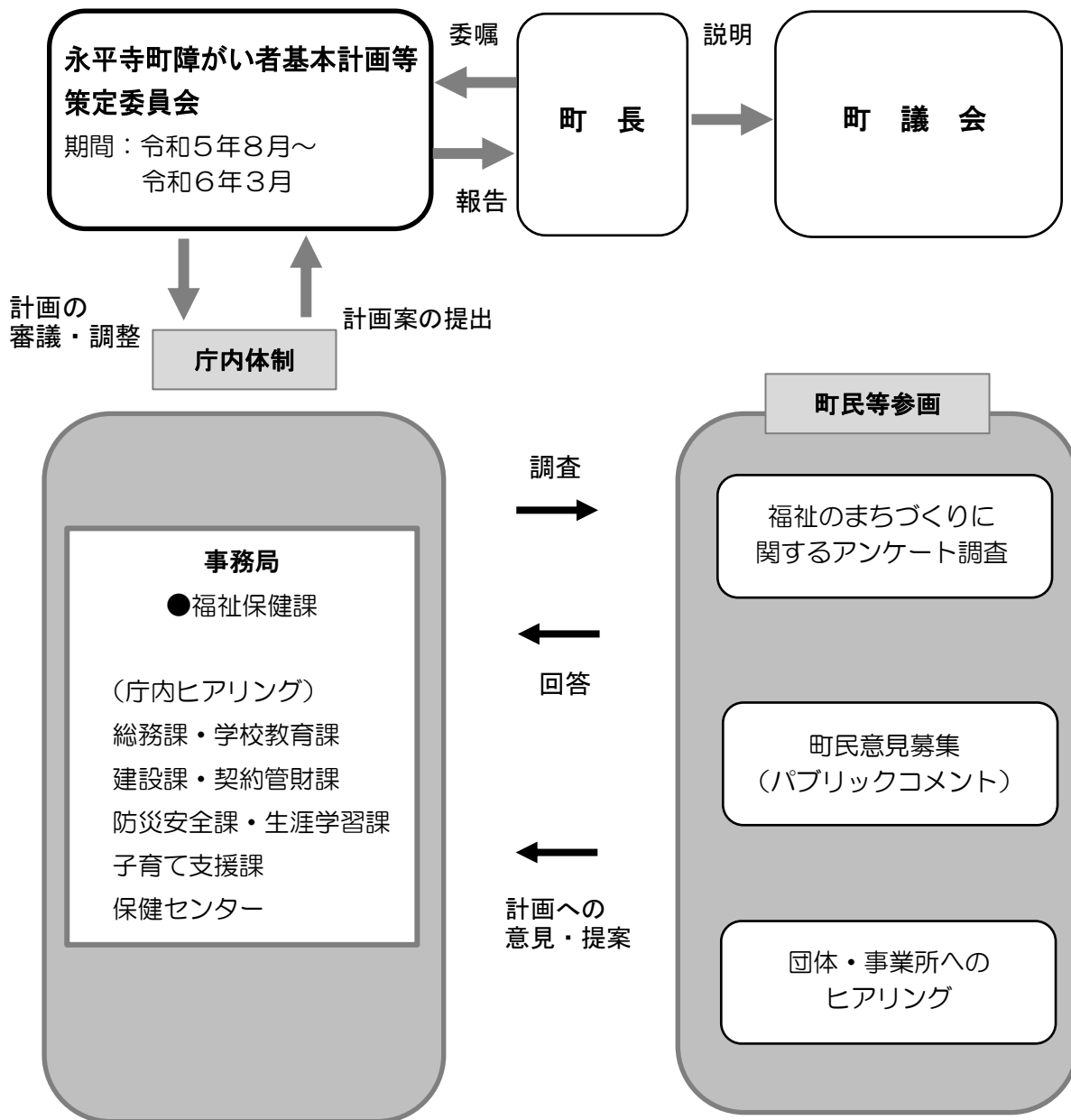
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

## 2 策定体制



### 3 永平寺町障がい者基本計画等策定委員会名簿

令和5年8月計画策定時現在

(順不同・敬称略)

名称等	役職等	氏名	分野
福井県立大学	看護福祉学部 社会福祉学科 准教授	岡田 隆志	学識 (委員長)
永平寺町社会福祉協議会	局長	小林 政広	社会福祉団体 (副委員長)
永平寺町民生委員・児童委員 協議会	主任児童委員	淵本 美雪	地域支援
永平寺町身体障害者福祉協会	会長	舘 敏雄	障がい者団体代表
町民代表		江守 勝	
当事者家族		竹内 利恵子	
永平寺あぐりの家	管理者	長谷川 昌宏	障がい福祉 サービス事業所
NPO法人 はあもにい永平寺		見谷 文子	障がい福祉 サービス事業所
福井健康福祉センター福祉課	課長	寺本 英典	行政機関
一般社団法人ひとまち永平寺 Rantan	主任相談支援 専門員	吉田 健二	指定特定 相談支援事業所
永平寺町教育委員会学校教育課	指導主事	今川 慎也	教育関係
永平寺町子育て支援課	参事	松川 由喜江	保育関係

## 4 策定経過

---

年	月 日	経 緯
令和 4年	12月6日～ 12月20日	福祉のまちづくりに関するアンケート調査の実施
令和 5年	6月～7月	庁内ヒアリング
	8月23日	第1回 永平寺町障がい者基本計画等策定委員会
	8月～10月	団体・事業所ヒアリング
	11月21日	第2回 永平寺町障がい者基本計画等策定委員会
令和 6年	1月19日～ 2月2日	パブリックコメントの実施
	2月21日	第3回 永平寺町障がい者基本計画等策定委員会
	3月8日	町長へ報告

## 5 用語解説

	用語	解説
あ行	一般就労	「障害者自立支援法」に基づき国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援ならびに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備ならびに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中で、一般就労とは一般的な企業等への就職（就労継続支援A型の利用は除く）や在宅就労、自らの起業することです。
	医療的ケア	学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指しており、通常、医師免許や看護師等の免許を持たない者は、医療行為を反復継続する意思をもって行うことはできませんが、平成24年度の制度改正により、看護師等の免許を有しない者も、医療行為のうち、たんの吸引等の5つの特定行為に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなりました。
	インクルージョン	すべての人を社会の構成員として包み、支え合い、共生する、ともに生きる社会をめざすという考え方であり、障がいのある人が普通の場所で普通の生活をするということです。
	NPO	継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことです。
か行	権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がいのある人に代わって、援助者が代理としてその権利を主張し、ニーズの獲得を行うことです。
	合理的配慮	障害者権利条約で定義された新たな概念であり、障がいのある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのものです。
	子育て支援センター	保育所の遊具を使って保育士と一緒に遊んだり、保護者同士が交流したりする場で、育児の悩みなどを、気軽に相談できる場所です。子育て応援サークルなどの育成および活動を支援します。
さ行	自主防災組織	地域住民が協力・連携して、災害から地域を守るために活動することを目的に結成された組織です。
	社会的障壁	障がいのある人にとって、日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念等のことです。

	用語	解説
さ行	障害者基本法	障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して、基本理念、国や地方公共団体の責務、施策を定め、障害福祉を増進することを目的とした法律です。
	障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定されました。 すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律です。
	障害者総合支援法	障害者自立支援法が改正され、平成 25 年 4 月、平成 26 年 4 月に段階的に施行された法律です。障害者自立支援法と比べ、①障害者の定義に難病が追加、②心身の状態に配慮して障害の程度を判断し必要な支援を示す「障害支援区分の創設」、③重度訪問介護の対象の拡大、④福祉サービス等の提供体制を確保する基盤の計画的な整備といった点が改正されています。
	ジョブコーチ	障がいのある人が就職前の実習段階や就職後に職場定着が難しくなった際、障がいのある人の職場への適応を支援する人です。
	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練を行います。
	自立支援協議会	障がいのある人の地域における生活を支援していくためには、関係機関や団体、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・雇用等の関係者が地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要です。この役目を担うのが自立支援協議会です。
	成年後見制度	民法に規定されている制度で、知的障がいのある人、精神障がいのある人、認知症の人等、判断能力が十分でない人が財産管理や身上監護等、法律行為について自己決定を行う際、一定の支援を必要とする場合には、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し、支援する制度です。
	た行	地域活動支援センター
地域包括ケアシステム		主に介護・高齢者福祉分野で進められている取組ですが、高齢者だけでなく、子育て世帯、障がいのある人を含むその地域に暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を持続できるよう、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「予防・保健」「生活支援・福祉サービス」「住まいと住まい方」といった5つの分野からの支援を一体的に提供する仕組みです。
特別支援教育		障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うものです。



	用語	解説
な行	難病	原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気です。
	ノーマライゼーション	障がいのある人もない人も互いに支え合い地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会をめざす考え方であり、障がいのある人が普通の生活を送れる環境を整えて、ともに協力しながら生活できる社会を築くことです。
は行	発達障がい	精神面、運動面の発達に問題があって、日常生活に支障があり、社会適応に向けた支援が必要な状態です。幼児期のうちに現れることが多く、どんな能力に障がいがあるのか、どの程度なのかは人によってさまざまです。
	バリアフリー	誰もが自立した生活を送れるようにするために、障がいのある人や高齢者の生活や活動を差別したり、妨害したりするものを取り除こうという概念の事です。
	バリアフリー新法	平成18年に施行された法律で、高齢者、障がいのある人、妊婦、傷病者などが移動したり公共施設などを利用したりする際の利便性・安全性を向上させるために、公共交通機関、施設、広場、通路などのバリアフリー化を一体的に推進することを定めています。
	福祉的就労	障がいなどの理由により企業で働くことができない人のために、働く場を提供する福祉サービスの事です。働く場には授産所などがあります。
	福祉避難所	災害時に、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする被災者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の人を対象とした避難所です。
ま行	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のことであり、「児童委員」を兼ねています。
や行	ユニバーサルデザイン	ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」という意味です。ユニバーサルデザインとは、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、できるだけ多くの人々が利用可能なデザインにすることです。
ら行	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階の事です。
	リハビリテーション	障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力の回復を図ることだけでなく、年齢や生活において、自らの能力を最大限に活かしながら、人間らしく生きるすべての権利の回復をめざす考え方です。
	療育	障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育の事です。

### 【表紙作品の紹介】

題名「みんながんばれ」

永平寺中学校 酒井 歩さん

令和4年度「障害者週間のポスター」入賞作品

内閣府が「障害者週間」の取組の一環として、全国から募集した作品の中で佳作を受賞しました。

## 永平寺町 第4次障がい者基本計画 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行者：永平寺町（編集：福祉保健課）

〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

TEL 0776-61-3920 FAX 0776-61-3464

URL：<http://www.town.eiheiji.lg.jp/>

e-mail：[fukushi@town.eiheiji.fukui.jp](mailto:fukushi@town.eiheiji.fukui.jp)